
資料編

目 次

資 料 編

資料1 関係条例等

- 1－1 木島平村防災会議条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1－2 木島平村災害対策本部条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 1－3 木島平村災害弔慰金の支給等に関する条例・・・・・・・・・・ 4
- 1－4 木島平村災害弔慰金の支給等に関する規則・・・・・・・・・・ 8

資料2 相互応援関係

- 2－1 防災協定一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

資料3 災害危険箇所

- 3－1 急傾斜地崩落危険箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3－2 地すべり危険箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3－3 土石流危険溪流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3－4 雪崩危険箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 3－5 崩壊土砂流出危険地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 3－6 山腹崩壊危険地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 3－7 土砂崩壊危険箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 3－8 重要水防区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 3－9 砂防指定地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 3－10 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者施設・・・・・・・・ 27

資料4 災害情報の収集・連絡関係

- 4－1 被害状況報告等の様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

資料5 消防・水防関係

- 5－1 消防団出動計画（火災時抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

5-2	木島平村水防計画	53
-----	----------	----

資料6 緊急輸送関係

6-1	災害対策用物資輸送拠点、ヘリポート一覧	58
-----	---------------------	----

資料7 指定避難所等関係

7-1	指定避難所一覧	59
7-2	指定緊急避難場所一覧	61
7-3	福祉避難所一覧	62

資料8 危険物施設関係

8-1	危険物施設一覧	63
-----	---------	----

資料9 その他

9-1	木島平村職員防災初動マニュアル	
9-2	木島平村避難所運営マニュアル	
9-3	木島平村備蓄品整備計画	

資料編

資料1 関係条例等

1-1 木島平村防災会議条例

昭和38年4月1日条例第5号

改正

昭和61年6月13日条例第52号
平成3年12月13日条例第24号
平成12年3月17日条例第1号
令和6年12月17日条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定により、木島平村防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 木島平村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (2) 長野県知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - (3) 長野県警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - (4) 村議会議員のうちから村長が任命する者
 - (5) 村職員のうちから村長が指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防団長及び飯山消防署長
 - (8) その他公共的機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (9) その他村長が必要と認める者
- 6 前項の委員の定数は、25人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び知識経験のある者のうちから村長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年6月13日条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年12月13日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月17日条例第1号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年12月17日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 木島平村災害対策本部条例

昭和38年4月1日条例第6号

改正

平成3年12月13日条例第25号

平成8年3月18日条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定により、木島平村災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策本部に災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)、災害対策本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年12月13日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月18日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-3 木島平村災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和52年 3月23日 条例第4号

改正

昭和59年 3月23日 条例第1号
昭和61年 12月19日 条例第69号
昭和63年 6月17日 条例第17号
平成3年 12月13日 条例第26号
平成23年 9月20日 条例第14号
平成31年 3月18日 条例第6号
令和元年 12月13日 条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた村民に災害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって村民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 村民 災害により被害を受けた当時、村の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 村は、村民が令第1条に規定する災害（以下「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2

項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、村長が適当と認める者に支給することができる。

- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、村長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、村長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 村長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 村長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 村は、村民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該村民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金（以下「見舞金」という。）の支給を行うものとする。

(見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付)

第12条 村は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の村民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間が、おおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負

傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額が、その家財の価額のおおむね3分の1以上である損害
(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く) 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(支給審査委員会の設置)

第16条 村に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会をおく。

2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士、その他村長が必要と認める者のうちから、村長が任命する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、村長が定める。

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月23日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年12月1日から適用する。

附 則(昭和61年12月19日条例第69号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年6月17日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年6月1日から適用する。

附 則（平成3年12月13日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条及び第10条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかった住民に適用し、改正後の第13条第1項の規定は、同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯について適用する。

附 則（平成23年9月20日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成31年3月18日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の木島平村災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月13日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-4 木島平村災害弔慰金の支給等に関する規則

昭和52年3月23日規則第4号

改正

昭和63年10月18日規則第20号
平成3年12月13日規則第15号
平成31年3月18日規則第2号
令和元年12月13日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、木島平村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和52年木島平村条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害弔慰金支給の手続)

第2条 村長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 村長は、この村の区域外で死亡した村民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 村長は、村民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(災害障害見舞金支給の手続)

第4条 村長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制度に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 村長は、この村の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった村民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 村長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書を提出させるものとする。

(災害援護資金借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、借入申込書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養費概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場

合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他村長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 村長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について、調査を行うものとする。

(貸付の決定)

第8条 村長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第2号)を、借入申込者に交付するものとする。

2 村長は、借入申込者に対して資金を貸付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書(様式第3号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書)(様式第4号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて村長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 村長は、前条の借用書と引換えに、貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 村長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第5号)を村長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他村長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第6号)を、村長に提出しなければならない。

2 村長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他村長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書(様式第7号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 村長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(様式第9号)を、村長に提出しなければならない。

2 村長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書(様式第10号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 村長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他村長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第12号）を、村長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて、貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

（3）借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 村長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（様式第13号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 村長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 村長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を村長に氏名等変更届（様式第15号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

（補則）

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに資金の貸付けの手続について、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年10月18日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年12月13日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月18日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月13日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

資料2 相互応援関係

2-1 防災関係協定一覧

No.	協定等の名称	締結日	協定者等
1	長野県広域消防相互応援協定	S52.10.20	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村
2	木島平村及び調布市災害援助協定	S63.11.18	調布市
3	長野県市町村災害時相互応援協定、実施細則	H8.3.15	長野県内市町村
4	長野県消防相互応援協定	H8.3.15	長野県内市町村
4	消防組織法第21条第2項に基づく消防長・消防団長申し合わせ消防団相互応援区域	H15.1.1	飯山市・木島平村・野沢温泉村・栄村・岳北消防本部
5	災害時における応急対策業務に関する協定	H17.9.29	建設業木島平会
6	災害時の情報交換に関する協定	H24.6.27	国交省関東地方整備局・北陸地方整備局
7	災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書	H26.1.17	長野LP協会高水支部・(一社)長野県LPガス協会
8	災害時における電気の保安に関する協定書	H26.1.17	(一財)中部電気保安協会
9	災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書	H27.3.9	(社)長野県建築士会中高支部
10	災害時における情報連絡員の派遣	H27.9.11	長野県北信地方事務所
11	災害時における物資供給に関する協定書	H27.12.15	(株)アクティオ
12	災害時の医療救護活動に関する協定書	H28.7.1	中高医師会
13	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	H28.7.1	中高歯科医師会
14	木島平村内の災害発生時における緊急的な調査等に関する協定書	H28.9.21	北信測量設計事業協同組合
15	災害時における相談事業の連携に関する協定	H29.2.28	長野地方法務局・長野県司法書士会・長野県土地家屋調査士会
16	環境王国認定市町村災害時相互応援に関する協定	H29.11.26	環境王国認定市町村
17	災害時における消防用水の確保に関する協定書	H30.3.22	北信生コン協同組合
18	消防活動の協力に関する協定書	H30.3.22	長野県建設業協会飯山支部
19	災害時における臨時災害放送局開設運用の支援に関する協定書	H30.6.1	日本ケーブル連盟信越支部
20	災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書	H31.1.21	中部電力(株) 電力ネットワークカンパニー 飯山営業所
21	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	R2.6.30	長野三菱自動車販売(株)・三菱自動車工業(株)

22	災害時における避難所等施設利用に関する協定	R2.7.1	飯山市（全部改正）
23	日本郵便(株)木島平内郵便局との包括連携協定に関する協定書	R2.11.17	木島平村内郵便局
24	木島平村と(株)ラポーザとの包括連携協定	R3.5.24	(株)ラポーザ（ドローンによる調査撮影）
25	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	R3.9.27	長野県建設業協会飯山支部
26	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	R4.5.2	木島平村社会福祉協議会
27	災害時における相互協力に関する協定書	R5.9.27	東日本電信電話(株)

資料3 災害危険箇所

3-1 急傾斜地崩落危険箇所

箇所番号	箇所名	位置			保全対象		備考
		町村	大字	字	人家等	公共施設等	
11001	馬曲温泉	木島平村	往郷	馬曲	14	県道 200m	自然斜面
11002	平沢東	〃	〃	平沢	9	村道 200m	〃
11003	平沢	〃	〃	〃	5	村道 100m	〃
11004	稲荷	〃	穂高	稲荷	8	村道 150m、稲荷生活改善センター	〃
11005	御殿	〃	〃	御殿	10	村道 200m	〃
11006	糠塚	〃	上木島	糠塚	7	村道 150m	〃
11007	浦山	〃	〃	糠平	8	村道 150m	〃
11008	千ノ平	〃	〃	千ノ平	9	村道 200m	〃
21001	内山 1	〃	穂高	大洞	1	村道 60m、内山転作促進研修センター、龍興寺清水、八幡神社	人口斜面
12001	道珍 1	〃	往郷	蛇石	3		自然斜面
12002	道珍 2	〃	〃	〃	1		〃
12003	上千石	〃	〃	上千石	1		〃
12004	内山 2	〃	穂高	大洞	1	村道 50m、林道 70m	〃
12005	坂口	〃	上木島	横手	3	国道 60m	〃
13001	馬曲温泉 2	〃	往郷	馬曲	0	県道 200m	〃
13002	馬曲温泉 3	〃	〃	〃	0		〃
13003	馬曲温泉 4	〃	〃	〃	0	村道 50m	〃
13004	馬曲温泉 下	〃	〃	〃	0		〃
13005	平沢上	〃	〃	平沢	0	村道 80m	〃

13006	平 沢 北	〃	〃	〃	0	村道 150m	〃
13007	平 沢 向	〃	〃	〃	0		〃
13008	上 千 石 2	〃	〃	上 千 石	0		〃
13009	内 山 3	〃	穂 高	内 山	0	村道 70m	〃
13010	内 山 奥	〃	〃	〃	0	村道 110m	〃
13011	千 石	〃	往 郷	千 石	0		〃
13012	山 口	〃	上 木 島	山 口	0		〃
13013	部 谷 沢	〃	往 郷	部 谷 沢	0	村道 200m	〃
13014	部 谷 沢 2	〃	〃	〃	0	村道 130m	〃
13015	坂 口 2	〃	上 木 島	坂 口	0		〃
13016	千ノ平向	〃	〃	千ノ平	0		〃
13017	千ノ平向 2	〃	〃	〃	0		〃
13018	糠 塚 奥	〃	〃	糠 塚	0	村道 100m	〃
13019	糠 塚 2	〃	〃	〃	0	村道 90m	〃
13020	糠 塚 3	〃	〃	〃	0	村道 100m	〃

3-2 地すべり危険箇所

箇所 番号	箇所名	河川名		位置		保全対象		備考
		水系名	幹川名	町村	地区	人家	公共施設	
140	柳久保	信濃川		木島平村	柳久保	22	県道500m、 村道1,400m	林務
692	平沢1	〃	〃	〃	平沢	0	県道400m	建設
693	平沢	〃	〃	〃	〃	26	村道100m	〃
694	平沢2	〃	〃	〃	〃	0	県道300m	〃
695	馬曲	〃	〃	〃	馬曲	9	村道1,000m	〃
696	小屋場	〃	〃	〃	小屋場	0	林道250m	〃
732	部谷沢	〃	樽川	〃	部谷沢	21	村道900m、 林道400m	〃
733	横手	〃	〃	〃	横手	0	国道260m、 発電所1、 送水管300m	〃
734	千ノ平	〃	〃	〃	千ノ平	0	国道220m	〃
735	千ノ平東	〃	〃	〃	〃	8	国道300m	〃
736	浦山	〃	〃	〃	浦山	19	国道600m、 林道500m	〃

3-3 土石流危険溪流

箇所 番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		溪流概況			保全対象	
				町・村	地区	溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	平均溪床 勾配	人家戸数 (戸)	公共施設等
1001	信濃川	樽川	糠塚大川	木島平村	糠千	5.10	(0.85) 8.56	9°	17	
1002	信濃川	樽川	小樽川	木島平村	部谷沢	4.16	(0.61) 4.16	9°	16	部谷沢生活改善センター
1003	信濃川	馬曲川	戸立沢	木島平村	上千石 千石	1.50	(0.57) 0.88	13°	23	上千石分館 千石生活改善センター
1004	信濃川	馬曲川	三ノ沢	木島平村	原大沢 西小路	0.48	(0.18) 0.18	12°	37	西小路創作館 その他施設1
1005	信濃川	馬曲川	上千石沢	木島平村	上千石	0.24	(0.02) 0.04	10°	7	
1006	信濃川	馬曲川	大沢	木島平村	原大沢 西小路	0.33	(0.11) 0.11	14°	11	
1007	信濃川	馬曲川	北部谷沢	木島平村	部谷沢	0.51	(0.28) 0.28	15°	7	
1008	信濃川	馬曲川	日向林ノ沢	木島平村	西小路	0.32	(0.13) 0.13	12°	11	
1009	信濃川	馬曲川	南部谷沢	木島平村	部谷沢	0.55	(0.12) 0.12	21°	6	

1010	信濃川	樽川	小樽川	木島平村	部谷沢	0.60	(0.19) 0.19	23°	13	部谷沢生活改善センター
1011	信濃川	樽川	西小路沢	木島平村	西小路	0.23	(0.06) 0.07	23°	7	
1012	信濃川	樽川	内山北沢	木島平村	内山	1.55	(0.61) 1.99	10°	38	
1013	信濃川	樽川	和栗沢	木島平村	和栗	0.75	(0.56) 0.56	15°	13	和栗生活改善センター
1014	信濃川	樽川	内山川	木島平村	内山	0.41	(0.05) 0.09	12°	11	内山転作促進研修センター
1015	信濃川	樽川	長光寺沢	木島平村	和栗	0.25	(0.07) 0.07	16°	9	長光寺
1016	信濃川	樽川	大洞	木島平村	内山	0.26	(0.18) 0.18	14°	22	
1017	信濃川	樽川	長光寺沢	木島平村	和栗	0.11	(0.02) 0.02	18°	9	長光寺
1018	信濃川	樽川	稲荷沢	木島平村	稲荷	0.44	(0.25) 0.25	11°	8	
1019	信濃川	樽川	樽川	木島平村	糠千	6.00	(3.28) 15.27	9°	2	発電所2
1020	信濃川	千曲川	無名沢	木島平村	糠千	3.00	(1.70) 1.70	11°	1	発電所

1021	信濃川	樽川	坂口沢	木島平村	柳久保	0.36	(0.09) 0.11	13°	6	
1022	信濃川	樽川	山岸沢	木島平村	西町 中町	0.80	(0.25) 0.63	11°	14	
1023	信濃川	樽川	キチガ沢	木島平村	西町	0.82	(0.28) 0.58	14°	21	西町生活改善センター
1024	信濃川	千曲川	無名沢	木島平村	スキー場 柳久保町 大町	0.48	(0.15) 0.15	15°	142	農村交流館、上木島郵便局、 大龍寺、照明寺、東光寺、 大町構造改善センター、 中町生活改善センター、 宿泊施設10
1025	信濃川	千曲川	無名沢	木島平村	スキー場 西町 中町	1.05	(0.72) 0.77	11°	113	天然寺、光明寺、 西町生活改善センター、 宿泊施設18
1026	信濃川	樽川	牧ノ入沢	中野市	スキー場 西町	0.80	(0.21) 0.23	12°	14	西町生活改善センター、 宿泊施設4
1027	信濃川	樽川	牧ノ入沢	中野市	スキー場 西町	0.70	(0.50) 0.50	12°	14	西町生活改善センター、 宿泊施設4
1028	信濃川	樽川	牧ノ入沢	中野市	スキー場 西町	0.75	(0.36) 0.36	12°	14	
1029	信濃川	樽川	牧ノ入沢	中野市	スキー場 西町	0.60	(0.12) 0.12	12°	14	
2001	信濃川	馬曲川	馬曲川	木島平村	平沢	4.65	(5.54) 11.76	18°	2	
2002	信濃川	馬曲川	柳入沢	木島平村	平沢	2.70	(0.63) 1.68	10°	2	

2003	信濃川	馬曲川	猿ヶ沢	木島平村	平沢	2.20	(1.27) 2.87	12°	2	
2004	信濃川	樽川	千ノ平沢	木島平村	糠千	0.26	(0.11) 0.12	14°	2	
2005	信濃川	樽川	無名沢	木島平村	糠千	0.13	(0.03) 0.07	17°	1	

3-4 雪崩危険箇所

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共的建物	公共施設	備考
		町 村	地区	長さ(m)		斜面の方位				
				縦	横					
547	馬 曲	木島平村	馬 曲	300	500	南東	41	発電所 4	県道500m、 村道750m、 河川750m	
548	平 沢	〃	平 沢	300	750	西	32		県道500m、 村道750m、 私道250m、 河川500m	
563	千ノ平	〃	糠 千	200	250	南西	9		国道300m、 村道250m、 河川250m、 橋梁 1箇所	
1290	平 沢	〃	平 沢	175	625	北	19	平沢構造改善センター	県道500m、 村道500m、 河川500m、 橋梁 1箇所	
1291	内 山	〃	内 山	125	175	北西	6	内山転作促進研修センター	村道250m	
1292	稲 荷	〃	稲 荷	650	1,500	南西	20	稲荷生活改善センター	村道125m、 私道25m	
1293	和 栗	〃	和 栗	700	1,750	北西	21	和栗生活改善センター	村道 1 km、 私道250m	
1294	三 沢	〃	糠 千	250	250	南西	1	発電所 1	私道250m、 河川250m	
1295	糠塚東	〃	糠 千	250	500	西	38	糠千分館	国道50m、 私道200m、 河川550m	
1296	糠塚西	〃	糠 千	125	250	南西	11		村道750m、 河川200m	
1297	千ノ平下	〃	糠 千	275	375	北東	10		国道250m、 村道250m、 河川250m、 橋梁 1箇所	
1298	坂 口	〃	柳久保	250	625	北	4	配水池 1 発電所 1	国道250m、 河川300m	
1299	坂口東	〃	柳久保	450	250	南西	1	発電所 1	国道150m、 河川250m	
1300	部谷沢上	〃	部谷沢	500	500	北西	20	部谷沢生活改善センター	村道1, 250m	

1301	部 谷 沢 下	〃	〃	300	250	北西	6		県道100m、 村道100m、 私道250m	
1302	坂 口 西	〃	柳久保	125	150	北	7		国道150m、 県道150m	
237	千 ノ 平 上	〃	糠 千	200	250	南西	1		村道50m	

3-5 崩壊土砂流出危険地区

番号	地区名	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位置		保全対象施設	
				大字	字	人家	公共施設等
1	稲 荷	0.3	無	穂 高	日 影	12	村道 500m
2	内 山	0.54	無	〃	込 洞	30	村道 500m、用水路 200m
3	馬曲 1	1.44	一部概 成	往 郷	板 入	10	県道 500m
4	馬曲 2	2.1	一部概 成	〃	猿ヶ沢	10	県道 500m、林道 300m
5	千 石	0.42	無	〃	城 平	10	上千石分館、村道 500m
6	原大沢	0.66	無	〃	大沢入	10	林道 500m
7	部谷沢	0.54	無	〃	巻ノ入	4	林道 500m
8	小 樽	1.17	無	〃	小 樽	13	村道 500m
9	中ノ沢	0.99	無	上木島	糠 平	14	村道 500m
10	三 沢	2.55	無	〃	糠 平	0	発電所 1、林道 500m

3-6 山腹崩壊危険地区

番号	地区名	面積 (ha)		位置		保全対象施設	
		調査地	危険地	大字	字	人家	公共施設等
1	馬曲 1	2	2	往郷	小屋場	0	村道 200m、 用水路 200m
2	馬曲 2	3	3	〃	中山	0	村道 200m
3	馬曲 3	6	6	〃	上屋敷	5	林道 200m
4	平沢 1	1	1	〃	戸立岩	5	県道 500m
5	岩城	3	3	〃	岩城	0	県道 500m
6	平沢 2	4	4	〃	城平	20	村道 200m
7	平沢 3	1	1	〃	道珍	10	県道 500m、 村道 500m
8	小路	2	1	〃	部谷古	0	林道 200m
9	部谷沢	9	8	〃	棚平	0	林道 300m
10	計見山	3	3	〃	計見山	0	林道 300m
11	四之宮	2	2	〃	日向坂	0	林道 200m、 用水路 200m
12	糠千	2	2	上木島	糠平	2	林道 200m
13	横手	3	3	〃	横手	0	発電所 1 県道 200m
14	糠塚 1	2	1	〃	糠平	0	林道 200m
15	糠塚 2	2	2	〃	糠平	0	林道 200m
16	糠塚 3	2	2	〃	糠平	0	林道 200m
17	糠平	2	2	往郷	糠平	15	国道 100m、 村道 200m、 林道 100m

3-7 土砂崩壊危険箇所

番号	施設番号	地区名	所在地	管理団体名	対象施設等
1	562001	九郎左エ門堰	往郷	九郎左エ門堰耕作組合	人家2戸、 村道100m、 農地100a
2	562003	馬曲堰	〃	馬曲区	人家5戸、 農地20a
3	562004	千石堰	〃	原大沢区 上千石区	人家5戸、 農地20a
4	562005	下堰	〃	下堰耕作組合	県道100m、 農地50a
5	562006	中村堰	穂高	中村区	人家2戸、 村道20m、 農地200a
6	562007	西原新堰	上木島	西原水利組合	
7	562008	上堰	往郷	上堰管理委員会	人家3戸、 県道100m、 村道50m、 農地40a

3-8 重要水防区域

水防管理団体名	河川名	河川管理者名	河川の種別	左右岸の別	警戒の度合	延長 (m) (か所)	場所標 (目)	予想される水位 (m)	区分と予想 されたる 危険	水防工法
木 島 平 村	千曲川	国	一級	右	B	340 (1)	木島平村穂高 (樽川上流)	5.0	法崩れ ・すべり	崩壊対策
	〃	〃	〃	〃	A	340 (1)	木島平村穂高 (樽川上流)	5.0	漏水	月の輪
	〃	〃	〃	〃	B	944 (1)	木島平村穂高 (樽川上流)	5.0	堤防高不足	積土のう
	馬曲川	県	一級	左	B	110 (1)	平沢橋下	1.5	河岸等の 決壊	積土のう
	〃	〃	〃	左	A	1,100(1)	馬曲川橋～ 向田橋	2.3	護岸老朽 天井河川	積土のう
	〃	〃	〃	右	〃	1,100(1)				
	大川	〃	〃	左	〃	1,500(1)	市之割～ 樽川合流	1.5	水衝部 決壊 越水	積土のう
				右	〃	1,500(1)				
	樽川	〃	〃	左	〃	1,500(1)	平和橋～ 新橋	2.0	護岸等の 決壊・ 越水・漏水	月の輪
				右	〃	2,000(1)				
	〃	〃	〃	左	B	100(1)	千ノ平橋下	2.0	〃	〃
				右	〃	100(1)				
	〃	〃	〃	右	A	2,000(1)	新橋～ 馬曲川合流	5.2	無堤に よる冠水	〃
				糠塚 大川	村	左	A	200(1)	下浦橋上下	1.5
	右	B	50(1)							
	〃	〃	〃	左	〃	200(1)	浦山橋下	1.5	〃	〃
				右	〃	200(1)				
計						13,284 (17)				

3-9 砂防指定地

番号	地域名	指定年月日	指定番号	面積 ha	指定区域（要設備他、2段の下段は要行為禁止制限地）
1	馬曲川	S11. 3. 2	内務省告示 第58号	2.96	
2	本沢川	S11. 3. 2	内務省告示 第58号	4.45	
3	北入谷川	同上	同上	50.51	
4	馬曲川	S25. 6. 9	建設省告示 第498号	17.18	
5	馬曲川	S27. 10. 18	建設省告示 第1295号	19.84	
6	猿ヶ沢川	S45. 7. 9	建設省告示 第1039号	1.14	
7	糠塚大川	H8. 4. 9	建設省告示 第1187号	4.03	

3-10 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者施設

(令和7年3月1日現在)

デイサービスセンター（通所介護、認知症対応型通所介護（予防含む））

施設名称	所在地	経営主体	浸水深(m)	土砂災害
木島平村社協指定 通所介護事業所	往郷 908-3	木島平村社会福祉 協議会	～0.5	—
木島平村社協指定 認知症対応型通所 介護事業所	往郷 904-6	木島平村社会福祉 協議会	～0.5	—

障害福祉サービス事業所

施設名称	所在地	経営主体	浸水深(m)	土砂災害
つくしの家指定 就労継続支援 (B型)事業所	往郷 908-3	木島平村社会福祉 協議会	～0.5	—

グループホーム（認知症対応型共同生活介護（予防含む））

施設名称	所在地	経営主体	浸水深(m)	土砂災害
グループホーム ゆりかご木島平	往郷 875-1	(有)ゆりかご	～0.5	—
グループホーム ふきんと	穂高 2895-8	(一社) きぼう	～0.5	—

保育園

施設名称	所在地	経営主体	浸水深 (m)	土砂災害
おひさま保育園	往郷 2995-1	村	—	土石流

小学校

施設名称	所在地	経営主体	浸水深(m)	土砂災害
木島平小学校	往郷 3532	村	0.5～3.0	—

中学校

施設名称	所在地	経営主体	浸水深(m)	土砂災害
木島平中学校	往郷 839	村	0.5～3.0	—

資料4 災害情報の収集・連絡関係

4-1 被害状況報告等の様式

様式第1号（概況速報）

木島平村

	概 況 速 報		
災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	
報 告 の 時 限		発 受 信 時 刻	
発 信 者	()	受 信 者	()

被 害 の 種 別	被 害 状 況	
	被 害 地 域 ま た は 場 所	災 害 の 状 況
人 的 ・ 住 家 関 係		
農 業 関 係		
林 業 関 係		
公 共 土 木 施 設 関 係		
鉄道 } 通信 } 施設関係 電力 }		
そ の 他		
応急対策等の活動 状況 消防職員・消防団員 の出動状況等		

人的及び住家の被害状況報告（発生・中間・確定）										
災害の名称				災害発生の日時		月 日 時 分				
災害発生の場所										
災害報告の時限		月 日 時現在		発信機関及び 発信担当者						
人的被害	死者		人		災害の概況					
	うち災害関連死者		人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重傷		人						
		軽傷		人						
	計		人							
住家の被害	全壊・全焼 又は流失	棟	棟	災害発生原因						
		世帯	世帯							
		人員	人							
	半壊又は 半焼	棟	棟	救の 援状 措置 状況						
		世帯	世帯							
		人員	人							
	一部破損	棟	棟	災害対策本部	名称					
		世帯	世帯		設置	月	日	時	分	
		人員	人		廃止	月	日	時	分	
	床上浸水	棟	棟	ボランティア 活動の状況 ア						
		世帯	世帯							
		人員	人							
床下浸水	棟	棟	その他	消防職員出動延人員		人				
	世帯	世帯		消防団員出勤延人員		人				
	人員	人								
非住家の被害 (全・半壊)	公共建物	棟								
	その他	棟								

- 注) 1 「人的被害」欄の「負傷者・重傷」とは、一月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、一月未満で治療できる見込みのものとする。なお、その区分が不明な場合は『調査中』と記載すること。
- 2 「住家の被害」欄の「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。
- 3 「住家の被害」欄の「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- 4 「住家の被害」欄の「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- 5 「住家の被害」欄の「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟とすること。
- 6 「住家の被害」欄の各被害欄中、棟、世帯、人員欄のいずれかに記載がある場合で、記載された欄以外が不明な場合は『調査中』と記載すること。
- 7 「災害対策本部」欄には、災害対策基本法（昭和36年法律第228号）第23条の規定により設置した災害対策本部について記載すること。
- 8 「ボランティア活動の状況」欄には、ボランティアセンター設置状況（設置の有無及び設置場所等）、ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等）、その他関連事項を記載すること。

様式第 2 - 1 号 (高齢者等避難・避難指示 避難状況報告)

木島平村

災害の名称				災害発生日時	月	日	時
報告の時限	月 日 時現在			発信時刻	月	日	時
発 信 者							
高齢者等避難・避難指示の状況				避難場所等の状況			
発令日時 及び準備、勸 告、指示の別	地 区 名	世 帯 数	人 員	避 難 場 所 名	設 置 地 区 名	入 所 世 帯 数	入 所 人 員
合計				合計			

様式第 3 号 (社会福祉施設被害)

社会福祉施設被害状況報告													
災害の名称				災害発生日時	年 月 日 時								
災害発生場所													
報告の時限	月 日 時現在			発受信時刻	日 時 分								
発 信 者	()			受 信 者	()								
施設の種類	施設名	被 害											
		全 壊		流 失		半 壊		一部破損		床上浸水		床下浸水	
		棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)
計													
被害額計													(千円)

様式第5号 (農業関係被害)

木島平村

災害名	発生日時	月 日 時 分～ 日 時 分	発信日時	月 日 時 分
	発信機関 (発信者)		受信機関 (受信者)	

	作物名	被害率 30%未満		被害率 30%以上		合 計			主な被害地区及び被害 農作物の種類等
		面積	減収量	面積	減収量	面積	減収量	被害金額	
生産 物被害	水 稲								
	麦・雑穀・豆類								
	果 樹								
	野 菜								
	花 き								
	特 用 作 物								
	桑								
	そ の 他								
	小 計								
	樹 体 被害	果 樹							
	その他 ()								
	小 計								
	計								

	施設名	園 芸 関 係			そ の 他			合 計		
		件 数	面積(m ²)	被害金額	件 数	面積(m ²)	被害金額	件 数	面積(m ²)	被害金額
施設 関係	建 物									
	温室(ガラス張)									
	プラスチックハウス									
	構 築 物									
	計									

	種 類 名	被 害 量	被 害 金 額	主な被害地区名	主な被害品目名
その 他	家 畜				
	畜 産 物				
	水産物(寒天含む)				
	加工品貯蔵品等				
	蚕 繭				
	計				
被害農業者(家)数		戸	特別被害農業者(家)数	戸	

様式第6号（林業関係被害）

木島平村

林業関係被害状況報告(速報 中間 確定)														
災害の名称		災害発生日時 月 日												
災害発生場所														
報告の期限		発受信時刻				時 分								
治山関係	種別	新生崩壊地又は新生地すべり地被害状況				拡大崩壊地又は拡大地すべり地被害状況				治山施設被害状況			降雨量	
		か所数	溪流 (km)	山腹	被害額 (千円)	か所数	溪流 (km)	山腹	被害額 (千円)	か所数	数量 (m) (ha)	被害額 (千円)	月/ 日	mm
	崩壊													
	地すべり													
	被害合計					千円				被害箇所数			か所	
林業用施設	路線数		か所数		延長 m		被害額(千円)		備考					
	林道施設													
	内橋梁													

苗木	樹種	施業量				被害量							備考	
		面積 (ha)	本数(千本)				面積 (ha)	本数(千本)				被害率 B/A %		被害金額 (千円)
			1年生	2年生	3年生	計(A)		1年生	2年生	3年生	計(B)			
						()	()	()	()	()	()	()		
	合計													

苗木施設	被害の内容	か所数	被害数量	被害金額	復旧の種類	数量	単価	金額	備考

造林地	森林計画名	被害面積				要復旧面積			要復旧経費						備考		
		人工林			天然林面積	計	人口林	天然林	計	改植			その他			経費計	
		樹種別	令級別	面積						面積	面積	単価	経費	面積			単価
					ha	ha	ha	ha	ha							円	
	合計																

種 別			事業主 体	数量	単位	被害額	備考	
林産関係被害	木材	立	木		m ³			
		素	材		m ³			
		製	材		m ³			
	薪炭	薪	炭	原木		m ³		
		木		炭		kg		
			薪			層績 m ³		
	産物 特殊林	し	いた	け		kg		
		竹		材		束		
		わ	さ	び		kg		
	そ の 他							
	小 計					千円		
	木材	木 材 倉 庫				棟		
		木材加 工施設	建 物			棟		
			機 械			点		
		貯 木 場				坪		
		鋼 場						
		流 走 路				km		
		集 運 材 施 設						
	木炭	木 炭 倉 庫				棟		
		炭 窯				基		
		木炭加 工施設	建 物			棟		
			炭 窯			基		
		簡易搬送施設						
	特殊林産物	特殊林産倉庫				棟		
		わさび育成施設				坪		
		しいたけ育成施設				坪		
		しいたけほだ木				本		
		特殊林 産物加 工施設	建 物			棟		
			機 械			点		
	小 計					千円		
計					千円			
被 害 金 額 合 計					千円			

注：1 苗木及び苗畑施設のうち（ ）内には、30%以上の被害を（ ）内書すること。

2 非共同利用施設印については、（ ）外書とすること。

様式第7号の1（土木関係被害）

災害総括表

木島平村（単位：千円）

区分		前回までの報告分		今回報告分		年間の合計	
		自 月 日 至 月 日	異常気象名	自 月 日 至 月 日	異常気象 名		
		箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
工事 区分	河川						
	道路						
	橋梁						
	計						

様式第7号の2 (土木関係被害)

被害報告額調

(金額単位：千円)

工 事 名	今回の報告書 (/ ~ /)						報告累計							
	河 川		道 路		橋 梁		河 川		道 路		橋 梁		計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額

様式第9号（水道施設被害）

（表9-1）

水道施設被害状況報告 中間 確定			
災害の名称		災害発生日時	月 日 時
災害発生場所			
報告の时限	月 日 時 現在	発受信時刻	日 時 分
発信者	()	受信者	()
水道の名称		給水区域及び現在給水人口	(戸人)
被害給水区域及び被害給水人口	(戸人)		
災害の状況		被害金額	千円
応急措置及び給水現況			
給水応援	消毒機械及び薬品応援	復旧資材労務応援	技術応援
緊急応援の要否	給水車 両/日 ³ m分	乾式注入能力 g/h 機	
	ろ水器 両/日 ³ m分	湿式 g/h 機	
	自衛隊給水班要請/ 日 ³ m 日間	簡易滅菌機 g/h 機	
	水道から応急給水/ 日 ³ m分	液体塩素 kg 入 本	
	日間	さらし粉高度 普通 500 g 本	
	必要なし	必要なし	

様式第10号（廃棄物処理施設被害）

（表 10 の 1）

廃棄物処理施設 ごみ・し尿・ 合併浄化槽		被害状況報告 中間 確定	
災害の名称		災害発生日時	月 日 時
災害発生場所			
報告の時限	月 日 時 現在	発受信時刻	日 時 分
発 信 者	()	受 信 者	()

被 害 施 設 名			
被害の区域および処理人			
被 害 の 状 況			
被 害 額	千円	千円	千円
応 急 措 置 の 現 況			
災 害 救 助 の 有 無			
そ の 他 必 要 な 事 項			

様式第12号（医療施設被害）

（表12の1）

医療施設被害状況報告				(中間 確定)		保健所名	
災害の名称				災害発生日時	月	日	時
報告の時限	月	日	時 現在	発受信時刻	日	時	分
発信者	()			受信者	()		

区分	施設名	経営主体	所在地	被害の程度					被害額	復旧に要する経費
				全壊 全焼	流出	半壊 半焼	浸水	その他		
(病院)				棟	棟	棟	棟	棟	千円	千円
(診療所)										
合 計										

- 注：1 本表は、保健所が管内の各施設の状況を県医療政策課に報告する場合に用いる。
 2 各施設ごとの詳細な被害状況は別案にして添付すること。
 3 被害施設がへき地出張診療所の場合は、経営主体欄にその旨を記載すること。

様式第13号（商工関係被害）

（表 13 の 1）

商工関係被害状況報告							（中間 確定）		
災害の名称				災害発生日時		年 月 日 時			
災害発生場所									
報告の時限		月 日 時 現在		発受信時刻		日 時 現在			
発 信 者		()		受 信 者		()			
被害区分			業種区分		鉱工業	商業	サービス業	その他	計
組合、 団体 以外の 事業 所	建物の被害(ア)	全	棟数(棟)						
		壊	損害額(千円)						
		半	棟数(棟)						
		壊	損害額(千円)						
		のそ	棟数(棟)						
		被の	損害額(千円)						
	害他								
	土地の被害 (イ)	損害額(千円)							
(ア)(イ)以外の有形固定 資産の被害	損害額(千円)								
製品・仕掛品・原材料 の損害	損害額(千円)								
事業協同組合・商工組合・ 協業組合の被害			件数(件)						
			損害額(千円)						
商工会議所・商工会の被害			件数(件)						
			損害額(千円)						
小 計			損害額(千円)						
除雪、排水等の災害対策に要した経費(千円)									
その他災害の発生により生じた損害額(千円)									
損 害 額 総 計(千円)									
被 害 件 数 (事 業 (務) 所 数)									

- 注：1 事業協同組合、商工組合、協業組合の被害とは、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の規定による中小企業団体についての物的被害とする。
- 2 その他災害の発生により生じた損害額とは季節的商品の出荷遅延による価格の減少額等をいう。
- 3 住宅と営業に供している建物とが同一建物である場合は、営業用建物部分についての被害を記入するものとする。ただし、被害態様が住宅部分と営業用建物部分とに区分することが困難な場合は、かっこ外書きにする。
- 4 業種区分中の「その他」には指定公共機関及び指定地方公共機関に係る被害を除くものとする。
- 5 大企業に関する被害については、内訳（大企業分としてまとめ）を別紙に記載する。

(表 13 の 2)

商工関係被害状況報告 中間 確定		産業政策課		
災害の名称	災害発生日時	月	日	時
	報告の期限	月	日	時現在

被害区分		地域の別				市町村			
		全	半	壊	壊				
組合 団体 以外 の 事業 所	建物の被害 (7)	棟数	鉱工業						
			商業						
			サービス業						
			その他						
		損害額 (千円)	鉱工業						
			商業						
			サービス業						
			その他						
		棟数	鉱工業						
			商業						
			サービス業						
			その他						
	損害額 (千円)	鉱工業							
		商業							
		サービス業							
		その他							
	棟数	鉱工業							
		商業							
		サービス業							
		その他							
損害額 (千円)	鉱工業								
	商業								
	サービス業								
	その他								
土地の被害 (1)	鉱工業								
	商業								
	サービス業								
	その他								
(7)(1)以外の有形固 定資産の被害	鉱工業								
	商業								
	サービス業								
	その他								
製品、仕掛品、原材 料の被害	鉱工業								
	商業								
	サービス業								
	その他								
事業協同組合、商工組合 協業組合の被害	件数	(件)							
	損害額	(千円)							
商工会議所商工会の被害	件数	(件)							
	損害額	(千円)							
除雪排水等の災害対策に要した経費		(千円)							
その他災害の発生により生じた損害		(千円)							
損害額総計		(千円)							
被害件数(事業(務)所数)									

注：本表は、県産業政策課から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。

地域の別は、上欄を地域振興局別、下欄を市町村別にする等適宜区分する。

(表 14 の 2)

		観光施設被害状況報告		(中間 確定)	山岳高原観光課	
災害の名称			災害発生日時	月	日	時
			報告の时限	月	日	時現在

区分			地域の別					計
建 物	全 壊	か 所 数						
		被害額(千円)						
被 害	半 壊	か 所 数						
		被害額(千円)						
害 の 他	そ の 他	か 所 数						
		被害額(千円)						
金 額	計	か 所 数						
		被害額(千円)						
工 作 物 被 害 金 額								
土 地 被 害 金 額								
設 備 被 害 金 額								
被 害 総 額 (千 円)								

注：本表は、県山岳高原観光課から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。
地域の別は、上欄を地域振興局別、下欄を市町村別にする等適宜区分する。

様式第15号（教育関係施設被害）

（表 15 の 1）

教育関係施設被害状況報告					（中間 確定）	報告者		
災害の名称		災害発生年月日	年 月 日	災害発生場所				
施設の種別		報告の時限	年 月 日 時現在	発 信 者		受 信 者		

発 日	受 信 時 日	災害発生 日 時	市町村名	施設の名称	建 物				要補修 計	工 作 物 被害金額	土 地 被害金額	設 備 被害金額	被 害 額 合 計	被 害 状 況		
					新 築		半 壊								大破以下 金額	被害金額
					全 壊	面 積	金 額	面 積								
日	時	日	時	面 積	金 額	面 積	金 額	金額	金額	金額	金額	金額				
					m ²	千円	m ²	千円	千円	千円	千円	千円	千円			

- 注：1 本表は、すべての教育施設の被害について使用するものであること。
 2 公立小中学校施設の被害の場合で、本年を含む前6年以内に合併があった市町村は、施設の名称欄を二段書とし、学校名の下へ学校所在地の旧市町村名を（ ）書で記入すること。
 3 文化財は、国、県の指定分についてのみ記入すること。
 4 本表は、市町村、施設の管理者及び設置者が関係機関に報告する場合に用いる。

(表 15 の 2)

教育関係施設被害状況報告				(中間 確定)	課
災害の名称	災害発生日時		月	日	時
	報告の期限		月	日	時現在

(単位 m²・千円)

施設の種別	被害施設数	被害状況									
		建築物						工作物 被害金額	土地 被害金額	設備 被害金額	被害額 合計
		要新築		要補修		計					
		全壊		半壊		大破以下		被害金額			
面積	金額	面積	金額	面積	金額						
幼稚園											
小学校											
中学校											
高等学校											
盲学校											
ろう学校											
養護学校											
大学・高専											
共同利用施設											
教員住宅											
社会教育施設											
文化財											
合計											

注：本表は、県関係課から県危機管理防災課ほか関係課に報告する場合に用いる。

資料5 消防・水防関係

5-1 消防団出動計画(火災時抜粋)

(1) 管轄区域

第一次出動 火災の発生した分団の団員及び積載車と全消防ポンプ自動車が出動。他の分団の団員及び積載車は詰所に待機とする。

第二次出動 二次出動の命令が出た場合、待機中の分団の団員及び積載車が出動。

※全団員が出動となる火災

区分		備考
山林・原野火災		背負式散水機、スコップ等 を持参
高齢者施設の火災	特別養護老人ホーム望岳荘、 特別養護老人ホーム里山の家木 島平村、村社協デイサービスセ ンター	
公共施設等の火災	保育園、小学校、中学校、下高 井農林高校、役場、若者センタ ー、保健センター、農村交流館	

(2) 管轄以外の区域

区 分	出動部	出 動 区 域
消防組織法第39条 第2項に基づく 消防長・消防団長 申し合わせ消防団 相互応援協定区域	第六部	飯山市のうち 下木島、天神堂 戸那子、中組、富田
	第一部	山ノ内町のうち 表落合、裏落合
	第二部	中野市のうち 牧ノ入 飯山市のうち 山岸

5-1 木島平村水防計画

木島平村水防計画

(目的)

第1条 この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条及び第33条第1項の規定に基づき、木島平村の地域にかかる河川の水災に対処し、その被害を軽減することを目的とする。

(水防事務の処理)

第2条 洪水に際し水災を警戒、防禦し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第10条による洪水予報及び同法第16条による水防警報等の通知等を受けたときから洪水による危険が除去される間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

(水防本部の設置及び組織事務分担表)

第3条 水防管理者は、洪水等についての水防活動の必要があると認めたときからその危険が除去するまでの間、村に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

2 水防本部の組織及び事務分担は、木島平村災害対策本部の組織をもって水防本部とする。

(水防本部の係員の参集)

第4条 事務分担をする係員等は、水防本部業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

(水防巡視等)

第5条 水防本部長は、洪水予報や水防警報等の通知を受け、村内河川に氾濫の恐れがあるときは直ちに消防団長に連絡し、消防団長は必要な団員を河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。また、河川水位が警戒水位に達したときは、直ちに消防団長及び水防本部に通知するとともに次項に定める「水防信号」により周知し、さらに必要な団員を招集して警戒、水防活動等に当らせるものとする。

2 水防信号は、長野県水防法施行細則（昭和26年5月17日規則第42号）第4条の規定に基づき、次により行うものとする。

信号の種類	発 する と き	措 置 事 項
第1信号	河川の水位が警戒水位に達したとき。	一般住民に周知するとともに、必要な団員を召集し河川の警戒にあたる。
第2信号	各部長より洪水のおそれがある旨の報告があったとき。	各団員を召集するとともに水防活動に必要な資材を現場に輸送する。
第3信号	堤防が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生したとき。	各団員の外必要により一般住民の出勤を求める。
第4信号	洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認めたとき。	飯山警察署に通報し、一般住民を避難場所に誘導する。

(水防資材)

第6条 防災倉庫には、水防資材を常時下記のとおり備蓄しておくものとする。

備蓄資材一覧

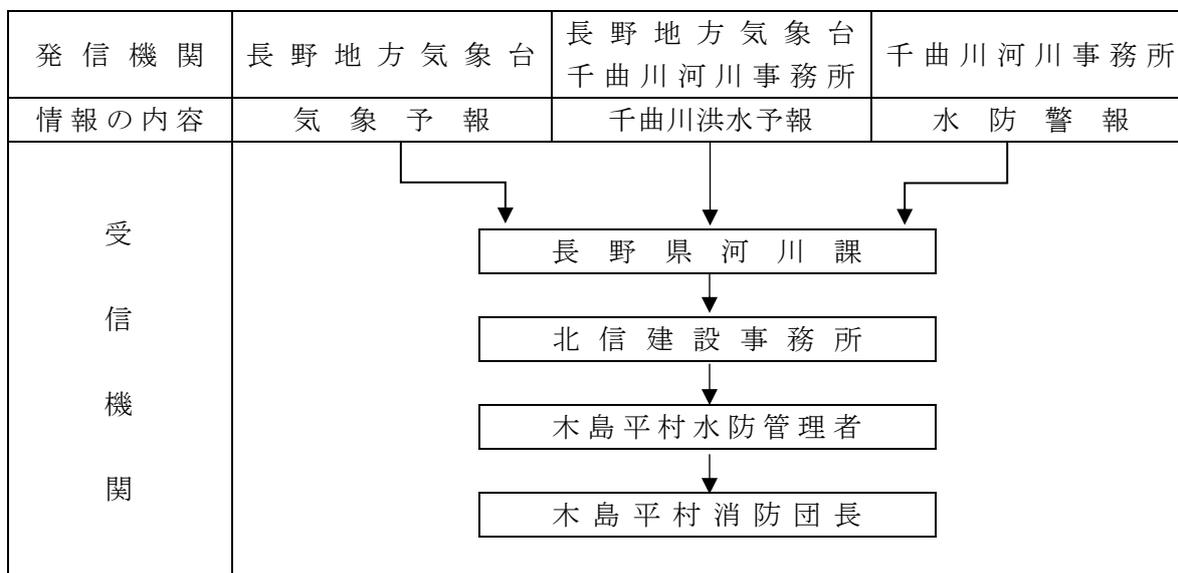
備蓄資材	防災倉庫
土のう袋	400枚
ブルーシート	
鉄杭	40本
ロープ	2本(50m)
スコップ	15丁
のこ	2丁
ツルハシ	4丁
掛矢	10丁

(水防活動等)

第7条 消防団は、洪水に際し水害を警戒し及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため出動から洪水による危険が除去するまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

- 2 別表1に定める地域を、重要水防区域とし警戒を強めるものとする。
- 3 水防に関する連絡系統は、次のとおりとする。

[系統図]



(水防活動報告)

第8条 消防団長は、水防活動終了後2日以内に別紙様式により、水防本部長に報告するものとする。

様 式

水 防 活 動 実 施 報 告 書										
								年 月 日		
作成責任者										
出水の概況		川							警戒水位	m
水防実施箇所		川 左 岸							雨 量	地 先
日 時		自 月 日 時		至 月 日 時						
出 動		消 防 団 員		そ の 他		合		計		
人 員		人		人		人		人		
水 防 作 業 の 概 況 及 び 工 法		箇所							m	
水防の結果		堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他	
効果		m	m ²	m ²	戸	m	m	人		
被害		m	m ²	m ²	戸	m	m	人		
使用資器材		かます、俵		居住者の 出動状況						
		土俵								
		なわ								
		丸太		水防関係 者の死傷						
		その他								
				雨量、水位 の状況						
備 考										

(注) 水防を行なった箇所ごとに作成すること。

【別表 1】

重 要 水 防 区 域

水防管理団体名	河川名	河川管理者名	河川の種別	左右岸の別	警戒の度合	延 (m) 長 (か所)	場 所 (目 標)	予想される水位 (m)	区 分 と 予想される危険	水防工法	
木 島 平 村	千曲川	国	一級	右	B	340 (1)	木島平村穂高 (樽川上流)	5.0	法崩れ ・すべり	月の輪 積土のう	
	〃	〃	〃	〃	A	340 (1)	木島平村穂高 (樽川上流)	5.0	漏水	〃	
	〃	〃	〃	〃	B	944 (1)	木島平村穂高 (樽川上流)	5.0	堤防高不足	〃	
	馬曲川	県	一級	左	〃	110 (1)	平沢橋下	1.5	河岸等の 決壊	〃	
	〃	〃	〃	左	A	1,100(1)	馬曲川橋～ 向田橋	2.3	護岸老朽 天井河川	〃	
	〃	〃	〃	右	〃	1,100(1)					
	大 川	〃	〃	〃	左	〃	1,500(1)	市之割～ 樽川合流	1.5	水衝部 決壊 越水	〃
					右	〃	1,500(1)				
	樽 川	〃	〃	〃	左	〃	1,500(1)	平和橋～ 新橋	2.0	護岸等の 決壊・ 越水・漏水	〃
					右	〃	2,000(1)				
	〃	〃	〃	〃	左	B	100(1)	千ノ平橋下	2.0	〃	〃
					右	〃	100(1)				
	〃	〃	〃	〃	右	A	2,000(1)	新橋～ 馬曲川合流	5.2	無堤に よる冠水	積土のう
	糠 塚 大 川	村	準用	〃	左	A	200(1)	下浦橋上下	1.5	河岸等の 決壊・越水	月の輪 積土のう
					右	B	50(1)				
〃	〃	〃	〃	左	〃	200(1)	浦山橋下	1.5	〃	〃	
				右	〃	200(1)					
計						13,284 (17)					

水防上重要な水門の操作

河川名	河川の種別	名称	位置	管理者	操作担当者	操作の基準
樽川	一級	大樋樋門	木島平村上木島	長野県	飯山市	樽川水位上昇時(操作の基準による)
〃	〃	蛭川樋門	〃	〃	飯山市 木島排水委員長	〃
〃	〃	宮脇樋門	木島平村大字穂高	〃	飯山市 天神堂区長	〃
〃	〃	小見樋門	木島平村小見 小見橋下流右岸	〃	小見区長	〃
〃	〃	中村樋門	木島平村中村 樽川橋下流右岸	〃	中村区長 栄町区長	〃
〃	〃	谷地樋門	木島平村谷地 新橋上流右岸	新橋地区 耕作組合	新橋地区 耕作組合長	〃
〃	〃	戸那子機場	木島平村 中村	木島平村 産業課	運転管理委 員会委員長	〃
〃	〃	木島第2排水機	木島平村 穂高	飯山市 農林課	運転管理委 員会委員長	〃
計		8				

資料6 緊急輸送関係

6-1 災害対策用物資輸送拠点、ヘリポート一覧表

1 物資輸送拠点

施設 の 名 称	管 理 者 等	電 話 番 号	備 考
中央グラウンド	木 島 平 村 長		

2 ヘリポート

(1) 拠点ヘリポート

複数の機体が同時に使用できる広さを持ち、かつ他の応急対策と競合しない施設を選定してあるので、ヘリポートとしての確保に努める。

施設 等 の 名 称	管 理 者 等	広 さ	備 考
中央グラウンド	木 島 平 村 長	100m×110m	

(2) ヘリポート

避難所等の他の応急対策とできるだけ競合しない施設を選定しているため、状況に応じてヘリポートとしての確保に努める。

ヘリポート の 名 称	所 在 地	施 設 管 理 者 又 は 占 有 者	施 設 規 模			広 さ 巾×長さ
			大	中	小	
中央グラウンド	大字往郷 3507 番地 2	木 島 平 村 長	○			100×110m
総合グラウンド	大字上木島 3121-1	木 島 平 村 長		○		80×95
中学校グラウンド	大字往郷 839 番地	木 島 平 中 学 校 長		○		78×160
小学校グラウンド	大字往郷 3532 番地	木 島 平 小 学 校 長			○	60×70
農村交流館グラウンド	大字上木島 1762 番地	木 島 平 村 長			○	52×80

資料7 指定避難所等関係

7-1 指定避難所一覧

NO	施設名	対象とする異常な現象の種類			指定緊急避難場所との重複
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	
1	糠千公民館			○	
2	山口生活改善センター	○	○		
3	柳久保公会堂	○	○	○	
4	大町構造改善センター	○	○		
5	中町生活改善センター	○	○		
6	西町生活改善センター	○	○		
7	池の平共同センター	○	○	○	
8	南鴨生活改善センター	○	○		
9	高石公会堂	○	○	○	
10	庚分館	○	○	○	
11	市之割分館		○		
12	創作館	○	○		
13	中島区民会館		○	○	
14	部谷沢生活改善センター				
15	原大沢生活改善センター	○	○		
16	千石生活改善センター	○			
17	上千石分館	○		○	
18	平沢農業構造改善センター	○	○		
19	馬曲分館	○	○		
20	栄町生活改善センター		○	○	
21	中村区民会館	○	○	○	
22	小見生活改善センター		○		

23	和栗生活改善センター				
24	稲荷生活改善センター	○	○	○	
25	木島平村内山手すき和紙体験の家	○	○	○	
26	北鴨生活改善センター	○	○		
27	木島平村体育館	○	○	○	○
28	木島平村若者センター	○	○	○	○
29	木島平小学校		○	○	○
30	多目的屋内運動場		○	○	○
31	木島平中学校	○	○	○	○
32	おひさま保育園	○		○	○
33	長野県下高井農林高等学校	○	○	○	○
34	木島平村農村交流館	○	○	○	○
35	木島平村観光交流センター	○	○	○	○
36	木島平村役場	○	○	○	○

7-2 指定緊急避難場所一覧

NO	施設名	対象とする異常な現象の種類			指定避難所との重複
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	
1	木島平村体育館及び前庭	○	○	○	○
2	木島平村若者センター	○	○	○	○
3	木島平小学校及びグラウンド		○	○	○
4	木島平中学校及びグラウンド	○	○	○	○
5	おひさま保育園及び駐車場	○		○	○
6	ケヤキの森公園（中央グラウンド・多目的屋内運動場含む）			○	○
7	木島平浄化センター及び駐車場			○	
8	ながの農協 木島平カントリーエレベーター駐車場			○	
9	長野県下高井農林高等学校及びグラウンド	○	○	○	○
10	農村交流館及びグラウンド	○	○	○	○
11	木島平村観光交流センター	○	○	○	○
12	総合グラウンド	○	○	○	
13	スキー場山麓駐車場	○	○	○	

7-3 福祉避難所一覧

NO	施設名	対象とする異常な現象の種類		
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震
1	木島平村保健センター・デイサービスセンター	○	○	○
2	特別養護老人ホーム望岳荘	○	○	○
3	特別養護老人ホーム里山の家木島平	○	○	○

資料8 危険物施設関係

1 屋外タンク貯蔵所

No.	事業所名	設置者	設置者住所	設置場所	品名	数量(ℓ)	備考
1	ピーターパ ン	株式会社オオ スミ不動産	静岡県浜松市 西塚町 311-7	木島平村大字上 木島 3728-246	灯油	2000	休止中
2	木島平備蓄	ながの農業協 同組合	長野市中御所 字岡田 134-14	木島平村大字 往郷 3613-ロ	灯油	20000	
3	木島平備蓄	ながの農業協 同組合	長野市中御所 字岡田 134-14	木島平村大字 往郷 3613-ロ	灯油	20000	
4	柳久保平林 2軒共同	湯本 實	木島平村大字 上木島 2558	木島平村大字 上木島 2558	灯油	5200	
5	パノラマラ ンド木島平	木島平観光株 式会社	木島平村大 字往郷 973-1	木島平村大字 上木島 3878-2	灯油	2000	休止中

2 地下タンク貯蔵所

No.	事業所名	設置者	設置者住所	設置場所	品名	数量 (ℓ)	備考
1	下高井農林 高等学校	下高井農林高 等学校	木島平村大字穂高 2975 番地	木島平村大字 穂高 2975 番地	灯油	4,000	
2	下高井農林 高等学校	下高井農林高 等学校	木島平村大字穂高 2975 番地	木島平村大字 穂高 2975 番地	重油	10,000	
3	木島平村デイ サービスセン ター	木島平村長	木島平村大字往郷 973-1	木島平村大字 往郷 908-3	灯油	3,000	
4	給食センタ ー	木島平村長	木島平村大字往郷 973-1	木島平村大字 往郷 839	重油	6,000	
5	ウッドストッ ク・イン	川端 建夫	木島平村大字上木島 3278-205	木島平村大字上 木島 3278-205	灯油	9,600	
6	木島平備蓄	ながの農業協 同組合	長野市中御所字岡田 134-14	木島平村大字 往郷 3613-ロ	軽油	29,000	

7	木島平備蓄	ながの農業協同組合	長野市中御所字岡田 134-14	木島平村大字 往郷 3613-ロ	灯油	58,000	2基 休止中
8	馬曲無散水 熱源施設	木島平村長	木島平村大字往郷 973-1	木島平村大字 往郷 4863-3	灯油	5,000	
9	ロジエーデ ルワイス	小玉 友邦	木島平村大字上木島 3278-202	木島平村大字上 木島 3278-202	灯油	4,950	休止 中
10	パノラマラ ンド木島平	木島平観光株 式会社	木島平村大字往郷 973-1	木島平村大字上 木島 3878-2	重油	15,000	
11	木島平支所	ながの農業協 同組合	長野市中御所字岡田 134-14	木島平村大字 往郷 912-2	灯油	4,938	休止 中
12	園地管理セ ンター	ながの農業協 同組合	長野市中御所字岡田 134-14	木島平村大字上 木島 3876-2	灯油	10,000	
13	馬曲温泉公 園	木島平観光株 式会社	木島平村大字往郷 973-1	木島平村大字 往郷 5567-1	重油	3,000	
14	特別養護老 人ホーム 望岳荘	北信広域連合 長	中野市南宮 1-11	木島平村大字 穂高 721-3 他	灯油	12,000	
15	ホテル シューネス ベルク	木島平観光株 式会社	木島平村大字往郷 973-1	木島平村大字上 木島 4978-1	灯油	10,000	休止 中
16	アップルツ リー	有限会社浅日 ゴルフ倶楽部	東京都練馬区富士見 4-13-13	木島平村大字上 木島 3278-212	灯油	10,000	
17	調布市木島 平山荘	調布市長	東京都調布市小島町 2丁目 35番地 1	木島平村大字上 木島 3278 番地 262	重油	10,000	
18	木島平村保健 センター	木島平村長	木島平村大字往郷 973-1	木島平村大字 往郷 908-3	灯油	3,000	
19	トリート信 州・木島平	高橋 花栄	木島平村大字上木島 3278-6	木島平村大字上 木島 3278-6	灯油	5,000	
20	白樺荘	長谷川 静雄	木島平村大字上木島 1990	木島平村大字上 木島 1990	灯油	4,610	
21	日本デルモン テ木島平 分工場	日本デルモン テ長野工場	更埴市桜堂 485	木島平村大字上 木島 38	重油	35,000	届出 は休 止中
22	須坂帝通株 式会社	原 健次郎	須坂市大字小河原 2020-1	木島平村大字 往郷 988	灯油	9,700	休止 中

23	穂高きのこセンター	穂高きのこセンター	木島平村大字穂高2561	木島平村大字穂高2561	灯油	19,500	
24	サトー工建	サトー工建	木島平村大字穂高3643-1	木島平村大字穂高3643-1	軽油	2,900	休止中
25	サトー工建	サトー工建	木島平村大字穂高3643-1	木島平村大字穂高3643-1	灯油	2,900	休止中
26	ホテルレイジャント	南澤 敏由	木島平村大字上木島3876	木島平村大字上木島3876	灯油	20,000	
27	おひさま保育園	木島平村長	木島平村大字往郷973-1	木島平村大字往郷2995番地1	灯油	3,000	
28	若者センター	木島平村長	木島平村大字往郷973-1	木島平村大字往郷911-7	灯油	3,000	

3 移動タンク貯蔵所

No.	事業所名	設置者	設置者住所	設置場所	品名	数量(ℓ)	備考
1	木島平備蓄	ながの農業協同組合	長野市中御所字岡田134-14	木島平村大字往郷3613-ロ	灯油	3,000	

4 給油取扱所

No.	事業所名	設置者	設置者住所	設置場所	品名	数量(ℓ)	備考
1	木島平給油所	ながの農業協同組合	長野市中御所字岡田134-14	木島平村大字往郷5696-1	ガソリン	32,000	
					軽油	20,000	
					灯油	8,000	
					潤滑油	1,800	

5 給油取扱所(自家用)

No.	事業所名	設置者	設置者住所	設置場所	品名	数量(ℓ)	備考
1	SBC木島平リゾート株式会社	SBC木島平リゾート株式会社	木島平村大字上木島3878-2	木島平村大字上木島3278-126	軽油	10,000	

2	サトー工建	サトー工建	木島平村大字 穂高 3643-1	木島平村大字穂 高 3643-1	ガソリン	19,200	休止中
					軽油	9,600	
					灯油	9,600	
3	有限会社 森宮運輸	有限会社森 宮運輸	木島平村大字 上木島 23-1	木島平村大字上 木島 61-2	軽油	20,000	

6 一般取扱所

No.	事業所名	設置者	設置者住所	設置場所	品名	数量 (ℓ)	備考
1	木島平 備蓄	ながの農業協 同組合	長野市中御所 字岡田 134- 14	木島平村大字往 郷 3613-ロ	軽油	2,000	
2	木島平 備蓄	ながの農業協 同組合	長野市中御所 字岡田 134- 14	木島平村大字往 郷 3613-ロ	灯油	6,000	
3	サトー 工建	サトー工建	木島平村大字 穂高 3643-1	木島平村大字穂高 3643-1	軽油	3,000	休 止 中
4	サトー 工建	サトー工建	木島平村大字 穂高 3643-1	木島平村大字穂高 3643-1	灯油	3,000	休 止 中
5	ホテル シェー ヌ木島	株式会社シェ ーナ	木島平村大字 上木島 3876	木島平村大字上木 島 3876	灯油	20,000	
6	木島平 小学校	木島平村長	木島平村大字 往郷 973 番地 1	木島平村大字往郷 3532 番地	灯油	5,000	
7	コメリハ ード&グ リーン木	株式会社コメリ	新潟市南区 4501 番地 1	木島平村大字上木 島 5687	灯油	29,500	

7 屋内タンク貯蔵所

No.	事業所名	設置者	設置者住所	設置場所	品名	数量(ℓ)	備考
1	上千石無散水 消雪設備	木島平村長	木島平村大字 往郷 973 番地 1	木島平村大 字往郷 3381-2	灯油	1,915	

8 屋内貯蔵所

No.	事業所名	設置者	設置者住所	設置場所	品名	数量(ℓ)	備考
1	有限会社マシ ノ	有限会社マシ ノ	木島平村大字 往郷 1416-4	木島平村大字 往郷 1416-4	トルエン	1,314	
					重油	1,000	
					灯油	3,838	

木島平村職員防災初動マニュアル

木島平村

令和2年12月

(令和4年9月改定)

目 次

1	本マニュアルの目的と位置付け	2
2	初動マニュアルの範囲	2
3	災害に対する日頃の心構え	2
	3-1 職員の責務	
	3-2 関係各課及び職員の心構え	
4	風水雪害時の配備体制	3
	4-1 各課における自主的警戒体制	
	4-2 職員等の集合の目安（主な基準等）	
	4-3 職員集合の連絡	
	4-4 集合時の留意点	
	4-5 職員の集合概要	
	4-6 集合時の行動	
	4-7 集合者の把握	
5	初動体制	7
	5-1 職員体制	
	5-2 優先すべき活動	
6	地震災害時の自主集合と情報の把握	10
	6-1 集合方法	
	6-2 集合時の行動	
	6-3 集合時の留意点	
	6-4 集合者の把握	
7	緊急初動体制（地震発生時）	12
8	災害対策本部設置基準等（共通）	14
9	避難情報等の発令基準等（共通）	15
10	災害対策本部の編成	16

1 本マニュアルの目的と位置づけ

災害時において、被害の軽減、迅速かつ円滑な応急対策を実施するうえでは、配備の決定、災害対策本部の設置、職員の集合、情報の収集や初動期における対応が非常に重要となる。本マニュアルは、災害発生時から災害対策本部の災害対策業務開始までの初動期を中心に各班が実施すべき業務を整理し災害時に職員一人ひとりが、迅速かつ適正に災害対策を実施できるよう、災害時の配備体制や職員の集合のあり方を具体的に示すことを目的として作成する。本マニュアルは、災害対策基本法の規定に基づく木島平村地域防災計画のうち、災害時における職員の初動について、具体化を図ったものとして位置付ける。なお、実際に災害時に活用されることを目的とするこのマニュアルの性格を踏まえ、今後の災害の経験や訓練での成果等をもとに、より実効性のあるマニュアルとなるよう継続的に見直すものとする。

2 初動マニュアルの範囲

本初動マニュアルは、災害発生前から災害発生初期（対策本部が設置され、本部からの指示等が発令されるようになるまで）の職員の行動について示したものである。

3 災害に対する日頃の心構え

3-1 職員の責務

(1) 人命の優先

住民の生命を災害から守るという重要な責務が課せられている自覚を持ち、人命救助を優先し災害活動に従事すること。

(2) 判断力の養成

災害時は課長や係長等の不在等により、自らが緊急に判断しなくてはならない状況が発生するため、日頃から災害対策に関する知識の習熟に努めること。

(3) 連絡体制の明確化

災害時は連絡手段が途絶する可能性があるため、日頃から災害時の様々な状況を想定し、各対策部における連絡先、連絡手段を明確にしておくこと。

(4) 情報の収集と連絡

災害後の実施すべき対応は、時間の経過、応急対策の実施状況等により変化するため、常に新しい情報の収集に努めるとともに、各自が収集した災害情報、被害状況等の報告を行うこと。

(5) 被災者への適切な対応

被災者の災害による家族の死亡や財産損壊による精神的打撃を最大限考慮し、軽率な言動は慎むとともに、温かい配慮で誠心誠意接すること。

3-2 関係各課及び職員の心構え

(1) 「木島平村地域防災計画」・「避難所運営マニュアル」「避難行動マニュアル」等に必ず目を通し、各自の業務内容や役割等について事前に確認を行っておくこと。

また、災害発生時に各班の業務や各自の役割が分からないといったことがないように事前にシミュレーションを行っておくこと。

(2) 災害対策本部等が設置された場合、いつ、どのような状況でも直ちに集合できるよう、連絡体制、集合方法等について事前に確認を行っておくこと。

また、休日及び時間外の自主集合（登庁）についても対応ができるよう、連絡体制を確保しておくこと。村職員には、住民の生命、身体及び財産を災害から守るという重要な責務が課せられている。

災害対策は、誰かがやってくれるものではない。災害時に実際に活動するのは、私たち職員である。災害が起きても慌てないように、普段から、自らの防災意識を高めておくとともに、いざという時に何をなすべきか、各自が正しい知識を持っていることが重要である。

(3) 平常時から積極的に気象情報、河川の水位情報等の災害情報の収集に努めること。

また、木島平村オクレンジャーの登録を行っておくこと。

(4) 災害対策本部等に集合した職員は、現地活動員として、いつ、どのような状況でも災害対策が速やかに行えるよう、作業着、雨合羽、長靴、軍手等の装備や現地対策のために必要な資機材について事前に確保するよう努めること。

(5) 災害対応については、すべての職員が災害担当者であるという自覚と責任のもと、平時から災害への備えを行っておくこと。

4 風水雪害時の配備体制等

大雨、強風、大雪等が発生すると予想される場合、職員は、気象情報を入手し、いつでも警戒配備体制が迅速に行えるように準備する。

4-1 各課における自主的警戒体制

急激な気象状況等の悪化に備え、各課所属長の自主的判断において、警戒体制をとる。
なお、所属長不在時においては、係長等の指示により警戒体制をとる。

(1) 警戒体制の目安等

- ①気象予報により、今後悪化が予想される時（時間降雨量15mm超・降雨継続など）
- ②村民等から災害被害等の情報提供や報告があった場合
- ③防災担当課（総務課）から要請があった場合

※村ウェブサイト：木島平村防災システム等で雨量確認（時間雨量・10分間雨量）

(2) 自主的警戒体制内容

課・室・局	主な内容
総務課・議会事務局	村全体の状況把握 災害対策本部設置準備・関係者協議 消防団出動協議・出動要請と現場対応協議 議会議員への情報伝達と連絡調整
民生課	避難所開設事前確認 避難所別職員体制・避難所使用備品等の確認 関係協力団体との事前協議・協力要請 要支援者等への対応協議
産業課・産業企画室	農林水産業者等への協力依頼と安全確保 観光業者等への情報発信と安全確保 施設管理者等への防災減災対策依頼（産業全般） 関係協力団体との事前協議・協力要請
建設課	村内主要道路・河川・橋梁等の状況確認 上下水道施設の状況確認 関係協力団体との事前協議・協力要請
子育て支援課	園児・児童・生徒の安全対策 施設及び通学路等の安全確認 関係協力団体との事前協議・協力要請
生涯学習課	所管施設事前対策 避難所開設事前確認 避難所別職員体制・避難所使用備品等の確認 社会教育施設の避難所利用調整・確認 関係協力団体との事前協議・協力要請

(3) 共通事項

各所管施設の事前対策の検討と安全対策等の実施

警戒体制（職員配置状況や実施事項等）と確認事項（状況の変化）等の報告

各課 ⇒ 総務課（総務係）報告内容：確認時間、現場状況、危険度、対応状況など

(4) 勤務時間外の警戒体制

状況の急激な変化に対応するため、所属長（不在の場合は係長等）の判断および指示により、必要な職員を待機（勤務）させるとともに、集合準備等所管職員へ周知する。

4-2 職員等の集合の目安（主な基準等）

風水雪害等における村職員等の集合目安と対象者については、以下のとおりとする。

区分	集合の目安	対象者
予備集合	気象注意・警報（大雨・洪水・暴風雨・大雪等）が発令され、気象予報により、天候の悪化が予想されるとき、又は台風が本県に接近するおそれがあり警戒が必要と認められるとき。	防災担当課（対策本部事務局） 総務課長・総務係長 政策情報係長、消防主任
第1集合	①降雨量によるもの（継続して降雨予想） <u>10mm/h程度が3時間以上継続</u> <u>連続降雨量が50mm以上となったとき</u> ②河川水位によるもの（継続して水位上昇） <u>立ヶ花橋：6.5mを超え流域が激しい雨</u> <u>樽川橋：流域降雨・水位・千曲川のBW</u> ③その他 ・気象状況の急激な悪化による自主集合 ・対策本部長の指示等によるもの ・防災担当課が要請した場合（緊急時等）	村職員 村長・副村長・教育長 所属長（課・室・局） 防災担当係長：総務係長 情報担当係長：政策情報係長 消防主任：消防団連絡調整 正副消防団長 対策本部の構成 <u>上記村職員＋正副消防団長</u>
第2集合	①対策本部（長）の指示によるもの ②気象情報等によるもの（自動集合） ・ <u>立ヶ花水位観測所7.5m超</u> ・ <u>土砂災害警戒情報</u> ・ <u>大雨警報などの気象情報</u> ・ <u>異常気象を感じたとき（自主判断）</u> ③所属長（係長含む）の指示によるもの 状況確認・情報収集・対策準備・検討	<u>全職員（正規職員）</u> ※会計年度任用職員は所属長の指示により集合対象とする ※集合が危険な場合は、所属長の指示により待機又は別の場所へ集合 ※消防団員は正副団長の指示による ※所属長指示による場合は、所管課内対象職員とする

4-3 職員集合の連絡

（1）勤務時間内

オクレンジャー、庁内放送、電話等で連絡する。

（2）勤務時間外

通信回線に支障が生じていない場合は、オクレンジャー、電話、メール等により迅速かつ的確に連絡する。問い合わせ等によって通信回線が混み合い、電話では通話できない状態となった（なる恐れがある）場合は、気象予警報及び災害情報をテレビ、ラジオ等により積極的に情報収集に努め自己判断により集合（登庁）する。

4-4 集合時の留意点

集合指令を受けた場合は、特に次の点に留意する。

(1) 勤務時間内

- ①不急の行事、会議等は中止する。(参加者の安全を確保し対応する)
- ②勤務場所を離れる時には、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
- ③勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
家庭状況等により退庁する職員は、事前に所属長と緊急時の対応を決定しておく。
- ④住民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

(2) 勤務時間外

- ①自分、家族、隣接住民等の安全確保を最優先する。
- ②集合できない場合には、所属長に理由、連絡先、連絡方法を知らせる。
- ③集合時は安全な移動手段を選択し、可能な限り、被害状況等の情報収集に努める。

4-5 職員の集合概要

(1) 職員の集合

① 集合場所

ア職員は原則として、庁舎に集合する。

イ庁舎への集合が困難な場合は、最寄りの避難所等に自主集合し、待機する。その後、所属長へ連絡し、指示を受ける。

② 服装

作業服など動きやすい服とすること。足元は、長靴又は運動靴等とすること。

③ 携帯品

ヘルメット、軍手、タオル、着替え、飲料水、食料(1日分程度目安)、懐中電灯、身分証明書、運転免許証、携帯電話等を携帯すること。

(2) 集合できない場合の行動指針

①災害時、すぐに集合できない職員は、連絡が可能になり次第、速やかに所属長等に状況を連絡し、指示を受ける。(集合できる状況になれば、すぐに集合する。)

②やむを得ず集合できない場合としては、次のような状況が想定される。

ア) 職員又は家族等が被災を受け、治療又は入院の必要があるとき。

イ) 病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休暇に該当し、勤務場所又は最寄りの避難所に集合することが困難なとき。

ウ) 職員の住居又は職員に深く関係する人の住居が被災した場合で、職員が当該住居の復旧作業等に従事し、又は一時的に避難しているとき。

エ) 消防団員で正副部長以上の職にあるもの

オ) その他

(3) その他

気象警報が発表されていない場合でも、宿日直や消防署等から施設被害等の連絡があったときは、防災担当課職員は集合する。この場合の該当職員は、予備集合職員とする。

4-6 集合時の行動

集合時には、安全に十分留意するとともに、登庁途中において、地域の被災状況の把握に努めるとともに、自分の安全を確保した上で人命にかかわる支援を優先する。

- ①集合に当たっては、気象情報等をテレビやラジオ等の報道、気象庁等からの情報、連絡・通知などから正確な情報を得て集合する。
- ②地域の被災状況等の把握が、後の災害対策を行う上で極めて重要となることから、登庁途中において職員は出来る限り被災状況の把握に努めること。
- ③被災状況とは、河川の状況、道路・鉄道等の交通施設の状況、建物・施設被害の状況、職員の安否、公共施設の状況、救出・救護の状況、消防活動状況及びライフラインの状況等、災害対策活動の参考となる情報を指す。

4-7 集合者の把握

(1) 勤務時間内

- ①所属長は、集合職員、職員及び職員の家族等の安否状況を総務課長へ報告する。
- ②総務課長は、全体の集合職員及び職員並びに職員の家族等の安否状況等を取りまとめ、村長（災害対策本部長）に報告する。
- ③総務課長は、家族、自宅等が被災した職員等の帰宅、支援等の対策を所属長と協議し決定する。決定事項は、村長（災害対策本部長）に報告する。

(2) 勤務時間外

- ①基本的には勤務時間内と同様とする
- ②所属長は連絡の取れない職員等の安否の確認を行う。（確認できるまで継続する）
- ③総務課長は、全体の集合状況を取りまとめ、村長（災害対策本部長）に報告する。

5 初動体制

夜間、休日等の退庁後において、一定の職員参集が見込めない状況にあるときは、暫定的な災害対策体制を確保（流動的な職員配置）し、停滞することなく優先度の高い災害対策業務から活動を開始する。

5-1 職員体制

- ①指揮すべき所属長等（災害対策本部員）が不在の場合は、上席の者（係長、主幹、主査とし、対策本部設置後は部長）が指揮を執る。
- ②初動時の災害対策業務は、概ね次のとおりとし、本部設置後は各部に移行する。

【初動時の災害対策業務】

対策部（課・係）		所掌災害対策業務（初動時）
総務部	庶務班 （総務係、 議会事務局）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置、運営に関する事。 ・気象予警報及び災害情報の収集及び伝達に関する事。 ・職員の非常招集及び動員に関する事。
	被害調査班 （税務係）	<ul style="list-style-type: none"> ・消防機関との連絡調整に関する事。 ・外部機関に対する協力及び要請に関する事。 ・議会との連絡調整に関する事。
	広報班 （政策情報係）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害広報に関する事。 ・電気、情報通信等の確保に関する事。 ・報道機関との連絡調整に関する事。 ・各班が把握した被災情報の整理及び記録に関する事。
民生部	健康福祉班 （健康福祉係、 会計係）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所（福祉避難所）の開設準備に関する事【主担当】 ・応急救護所の開設の準備に関する事。 ・社会福祉施設の被害調査に関する事。 ・社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 ・保健所、医療機関等との連絡調整に関する事。
	環境衛生班 （生活環境係）	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、衛生資機材等の確保に関する事。 ・負傷者の手当等に関する事。 ・避難所の感染症対策に関する事。 ・衛生関係施設の被害調査に関する事。 ・ごみ、し尿に関する事。
産業部	農林班 （農林係、 移住定住推進係）	<ul style="list-style-type: none"> ・農業関係の被害調査に関する事。 ・林業関係の被害調査に関する事。 ・農業関係機関との連絡調整に関する事。
	商工観光班 （商工観光係、 産業企画係）	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業関係の被害調査に関する事。 ・観光施設の被害調査に関する事。
建設部	建設班 （農村整備係）	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁、河川、公園等の被害調査に関する事。 ・道路の通行禁止及び制限に関する事。 ・応急作業用車両等の確保、調達に関する事。
	上下水道班 （国調水道係）	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設、公営住宅等の被害調査に関する事。 ・応急給水に関する事。

教育部	学校・保育班 (子育て支援係、 保育園)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育施設の被害調査に関する事。 ・学校教育施設の避難所開設の準備に関する事。 ・児童生徒の避難指示等に関する事。 ・災害時の給食施設緊急利用に関する事。 ・保育児童の安全確保に関する事。
	生涯学習班 (生涯学習係)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設の被害調査に関する事。 ・文化財の保護対策に関する事。 ・社会教育施設の避難所開設の準備に関する事。
全部共通		<ul style="list-style-type: none"> ・村民の安否確認及び安全確保に関する事 ・被災者の避難誘導及び移送に関する事。 ・要援護者等の安全確保及び避難誘導に関する事。 ・被害状況の収集整理及びその他関係情報の収集整理に関する事。 ・被災地域における被害状況の収集整理に関する事。 ・避難所（福祉避難所）の開設準備に関する事

5-2 優先すべき活動

参集した職員は、災害対策本部の災害対策業務開始までの間において、人命に関わる活動を優先しながら、公共施設のライフラインの確保に努め、地域住民や関係機関・団体等から被害状況の情報収集を行いながら災害対策本部の設置準備にあたるものとする。

(1) 二次災害の防止措置

- ①来庁者、園児、児童、生徒等の安全確認・安全確保する。
- ②負傷者がいた場合は、身元を確認し応急処置又は病院へ搬送する。
- ③所管施設の火気、ガラスの破損状況、柱、壁の亀裂などを確認するとともに、散乱物を整理する。

(2) 被害調査及び応急復旧

- ①所管施設の電気、電話、上下水道、冷暖房、ガス等の機能を確認し、機能不能の場合は代替手段の確保に努める。
- ②住民や関係機関・団体等から被害状況を収集する。

(3) 災害対策本部設置の準備

- ①所属長は所管内の集合者を集約する。
- ②災害活動に必要と考えられる防災資機材、車両や燃料等の確保に努める。
- ③防災関係機関との連絡調整に努める。

6 地震災害時の自主集合と情報の把握

震度4以上の地震が発生した場合、職員は、直ちに情報を入手し、応急活動が迅速に行えるよう行動を開始する。

ただし、**勤務時間外に震度4以上の震度を観測した場合、職員は直ちに自主集合（登庁）**する。勤務時間外に集合する場合は、家族の身の安全を確認した後、できるかぎり早い方法で配置に就く。大規模な災害時には道路の寸断や交通渋滞の可能性があるため、移動手段については、各自適切に安全な手段を選択する。自動車の使用はなるべく控え、徒歩、自転車、バイク等を利用する。

【職員の集合範囲】

震度3以下 4、4-2 予備集合対象職員（電話等による確認含む）

震度4以上 全職員登庁

6-1 集合方法

（1）職員（全職員）の自主集合

職員は、夜間、休日及び退庁後において、震度4以上の地震が発生したことを、テレビ、ラジオ等の報道等により知ったときは、自主的に集合する。

また、これまで経験したことのない地震を感じ、村内にかなりの被害発生が予想される場合は、各自最も適した安全な交通手段（徒歩、自転車、バイク等）により、自主集合する。

①集合場所

ア) 職員は原則として、庁舎に集合し、所属長は集合状況を取りまとめ、総務課長に報告する。なお、地震発生時の集合場所を指定されている職員はその指定場所とする。

イ) 職員は庁舎または指定場所への集合が困難な場合は、最寄りの避難所等に自主集合し、待機する。その後、所属長に連絡し、指示を受ける。

②服装

作業服など動きやすい服装とすること。足元は、長靴又は運動靴とすること。

③携帯品

ヘルメット、軍手、タオル、着替え、水筒、食糧（1日分程度）、懐中電灯、身分証明書、運転免許証、携帯電話等を携帯すること。

（2）集合できない場合の行動指針

①災害時、すぐに参集できない職員は、連絡が可能になり次第、速やかに所属長等に状況を連絡し、指示を受ける。（参集できる状況になれば、すぐに参集する。）

②やむを得ず参集できない場合は、次のような状況が想定される。

ア) 職員又は家族等が被災を受け、治療又は入院の必要があるとき。

イ) 病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休暇に該当し、勤務場所又は最寄りの避難所

に参集することが困難なとき。

ウ) 職員の住居又は職員に深く関係する人の住居が被災した場合で、職員が当該住居の復旧作業等に従事し、又は一時的に避難しているとき。

エ) 消防団員で正副部長以上の職にあるもの

オ) その他

(3) その他

震度3以下であっても、日直や消防署等から施設被害等の連絡があったときは、防災担当職員（予備集合対象職員）及び施設担当職員は集合する。

6-2 集合時の行動

参集時には、安全に十分留意するとともに、登庁途中において、地域の被災状況の把握に努めること。

- ①参集に当たっては、地震情報等をテレビやラジオの報道などから正確な情報を得て参集する。
- ②地域の被災状況等の把握が、後の災害対策を行う上で極めて重要となることから、登庁途中において職員は出来る限り被災状況の把握に努めること。
- ③被災状況とは、道路・鉄道等の交通施設状況、建物・施設被害の状況、職員の安否、公共施設の状況、救出・救護の状況、火災発生・消防活動状況及びライフラインの状況等、災害対策活動の参考となる情報を指す。

6-3 集合時の留意点

地震を覚知した場合、また配備指令を受けた場合は、特に次の点に留意する。

(1) 勤務時間内

- ①不急の行事、会議等は中止する。
- ②勤務場所を離れる時には、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
- ③勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
- ④住民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

(2) 勤務時間外

- ①大きな地震の揺れを感じた場合には、まず自分と家族の安全を確保する。
- ②テレビ、ラジオ等により震度等の情報を収集する。
- ③非常参集震度（震度4以上）の場合には、速やかに指定場所に集合する。
- ④集合できない場合には、所属長に理由、連絡先、連絡方法を知らせる。
- ⑤集合途上時に、可能な限り、被害状況等の情報収集に努める。

6-4 集合者の把握

(1) 勤務時間内

- ①所属長等は、所管課内の集合者を把握し、総務課長に報告する。
- ②総務課長は、全体の集合者を取りまとめ、村長（災害対策本部長）に報告する。
- ③総務課長は、職員等の家族の安否確認、被災状況をまとめ、家族、自宅等に被災が判明した職員等の帰宅、支援等の対策を検討する。

（２）勤務時間外

- ①所属長等は、所管課室内の集合者を把握し、総務課長に報告する。また、連絡のない課員については、あらゆる手段により安否の確認を行う。
- ②総務課長は、全体の集合状況を取りまとめ、村長（災害対策本部長）に報告する。

7 緊急初動体制（地震発生時）

休日など勤務時間外に震度4以上の地震が発生し、ライフライン、交通機関などに障害が発生したときは、集合可能な職員が全員揃うまでの間、災害対応人員の不足が予想される。このため、災害対策本部の体制が確立するまでの間、集合状況や災害状況により臨機応変な班編成により対応する体制が必要となる。これを緊急初動体制と位置づけ、一時的に現有人員の総力をもって柔軟に任務に対応する体制を構築する。

緊急初動体制時の配備・任務は、原則として、風水害等の初動体制と同様とするが、参集した職員から災害直後の緊急業務として、優先して緊急初動体制における業務を実施し、災害対策本部体制の確立へ向けた諸活動を実施する。

【地震発生から対策本部へ移行するまでのイメージ】

- ①地震（震度4以上）発生
- ②庁舎又は指定場所へ自主集合
- ③緊急初動体制の確立、各職員の役割分担等
- ④安否確認や被害状況等の調査開始
 - 村民の安否確認（各地区との情報交換）、避難所準備・開設、避難者誘導等
 - 村民の安全確保のために関係機関へ協力要請を行う
 - 避難所における感染症対策や避難者名簿の整理、避難者情報の提供
- ⑤村対策本部へ移行

7-1 緊急初動体制での対応

緊急初動体制では、集合した職員から、災害対策本部を設置するまでの間は、各自の任務とは異なった諸活動を実施する必要がある。

したがって、集合した職員から下記の活動要領に従い、災害対策本部を確立するための諸活動に着手する。

(1) 集合場所

休日など勤務時間外に震度4以上の地震が発生した場合、集合すべき職員は全て役場庁舎に参集する。

(2) 指揮命令権者

緊急初動体制時の指揮命令権者は、原則、村長とするが、村長が登庁するまでの間は、集合できた者のうち、最上席の者を長とし、各部の統括責任を図る。

なお、活動中において上席の者が集合した場合には、指揮命令権を上席の者に引き継ぐものとする。

役場に本部を設置できないときは、本部長は、本部の代替施設を指定し、電話、職員集合メールや建物への張り紙等により、全職員に周知する。

(3) 活動要領

職員は、集合した者から速やかに下記の「緊急初動活動チェックリスト」に記載された諸活動を開始し、災害対策本部設置活動に積極的に協力する。

緊急初動活動チェックリスト

テレビ、ラジオで地震情報、被害状況等の情報収集を行う。

本庁舎や各施設等の災害による被害状況の把握を行う。

※危険箇所については立ち入り禁止の措置を行う。

電話設備の通信機能を確認し、本部に必要な回線を確保する。

職員の集合状況の把握と集合すべき職員へ動員要請を行う。

本部設置場所の使用可否を確認し、本部を設置する。

※使用可能な場合は、本部運営に必要な机、椅子、電話、事務機器等の配置を行う。

※使用不可の場合は、代替の本部設置場所を検討する。

電気、水道、ガス等ライフラインの機能を確認し、機能不能の場合は緊急対応を要請するとともに代替手段の確保を行う。

※停電等により電力の供給がない場合は、発電機を利用し電力を確保する。

消防署、警察署、消防団等の関係機関との連絡調整を行う。

初動期の災害対策活動を実施するために必要な防災資機材等を確保、調達する。

住民やマスコミからの問い合わせ、情報提供等の対応を行う。

(4) 本部の運営

緊急初動期で、集合者が少ない場合は、各対策班に分かれることなく、主に庁舎や各施設の安全確認や災害に関する情報収集から優先して、次の活動を実施する。

なお、災害対策は、時間の経過とともに活動量が増大し、内容も複雑となってくることから、職員の集合人数が増加し、各対策班での活動が可能となってきた時点で、災害対策本部による災害対策活動に移行する。

①本部事務局関係の業務

- ・災害対策本部会議の開催準備
- ・災害対策本部を設置した場合は各関係機関や報道機関に連絡
- ・集合職員の招集 ・集合職員の把握及び安否確認
- ・災害対策組織全体の連絡体制を確保し、各部の活動状況を把握
- ・災害対策本部会議の開催 ・避難所の開設判断及び指示
- ・避難勧告の判断及び指示
- ・必要に応じて県知事や広域協定に基づく応援要請
- ・必要に応じて自衛隊の派遣要請

②情報処理関係の業務

- ・気象情報等の収集、伝達、集約
- ・災害情報の収集及び関係機関への連絡
- ・負傷者等被害状況の集約
- ・被害状況等の県、消防庁への報告

③災害物資関係の業務

- ・電話等の通信機器の確保
- ・必要資機材の確保
- ・車両の調達、一元管理（車両・燃料の確保）
- ・災害対応物資等の必要数の把握
- ・救援物資の調達、手配

8 災害対策本部設置基準（目安）等

自然災害を最小限にとどめるために、対策本部の設置による適切な対応が求められる。過去の経験や近隣市町村に合わせることなく、早め早めの対応を進めていく。

(1)対策本部長の指示によるもの

(2)時間10mm程度が3時間以上継続又は連続降雨量が50mmを越え災害の発生の恐れがあるとき

(3)立ヶ花水位観測所7.5m超、土砂災害警戒情報、樽川の水位上昇確認、大雨警報など発令され災害の発生の恐れがあるとき

(4)急激な天候の変化により災害の発生の恐れがあるとき

(5)気象予報(台風など)により、災害の発生の恐れがあるとき

(6)震度4以上の地震が発生し、村内で被害が確認されたとき

(7)その他対策本部長が必要と認めたとき

9 避難情報等の発令基準等(共通)

避難情報の発令基準は下記のとおりとするが、気象予報や各種情報によって早めに発令することを基本とする。

警戒レベル	避難情報	住民がとるべき行動	災害状況	発令基準等
5	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保	発生 切迫	災害発生情報 大雨特別警報 (大規模地震発生)
4	避難指示	危険な場所から 全員避難	災害の おそれ 高い	立ヶ花9.2m(氾濫危険水位) 土砂災害警戒情報 樽川HWL超(管理道路2m下) (震度5以上で被害確認)
3	高齢者等避難	危険な場所から 高齢者等避難	災害の おそれ あり	立ヶ花7.5m(避難判断水位) 大雨警報等気象情報 樽川バックウォーター確認 (震度4以上、余震の恐れ)
2	気象等の注意報	自らの避難行動 を確認する		各課自主警戒・集合準備 災害対策業務の事前確認
1	早期注意情報	災害への心構え を高める		ハザードマップ、各種マニュアル 等再確認

10 災害対策本部の編成

(1) 対策本部の本部員

対策本部の役職	平常時の役職
本部長	村長
副本部長	副村長・教育長
総務部長	総務課長
民生部長	民生課長
産業部長	産業課長
産業副本部長	産業企画室長
建設部長	建設課長
教育部長	子育て支援課長
教育副本部長	生涯学習課長
総務副本部長	議会事務局長
総務班長	総務係長
広報班長	政策情報係長
危機管理担当	
* 消防団長	
* 消防団副団長	

*は状況に応じて出席

(2) 各対策部の編成

対策部及び班	責任者	
総務部	部長：総務課長	
	副部長：議会事務局長	
	庶務班	班長：総務係長
	被害調査班	班長：税務係長
広報班	班長：政策情報係長	
民生部	部長：民生課長	
	健康福祉班	班長：健康福祉係長
		副班長：会計係長
環境衛生班	班長：生活環境係長	
産業部	部長：産業課長	
	副部長：産業企画室長	
	農林班	班長：農林係長
		副班長：移住定住推進係長
	商工観光班	班長：商工観光係長
副班長：産業企画係長		
建設部	部長：建設課長	
建設班	班長：農村整備係長	
	上下水道班	班長：国調・水道係長
教育部	部長：子育て支援課長	
	副部長：生涯学習課長	
学校・保育班	班長：子育て支援係長	
	副班長：保育園長	
生涯学習班	班長：生涯学習係長	

*状況に応じて部を超えて人員調整を行う。

(3) 現地对策本部（消防団）の編成

組織	対策班	事務分掌
(本部長) 消防団長	総合調査班	(分団長・副分団長) ① 全域の被害調査に関する事。
(副本部長) 副団長	応急対策班	(分団で班編成をする。) ① 応急対策に関する事。
(調整) 本部員	救出誘導班	(分団で班編成をする。) ① 避難準備情報 → 避難指示発令時の救出誘導に関する事。 ② 救出対象者の救出保護に関する事。
(連絡) 本部付伝令	連絡班	(分団で班編成をする。) ① 通信途絶時の本部との連絡に関する事。

(4) 協力機関

区分	機 関 名		電話番号
国	防衛省自衛隊	長野地方協力本部	026-233-2108
			2100
		長野地域事務所	026-235-6026
		中部森林管理局北信森林管理署	0269-62-4141
長野県	長野県危機管理部	消 防 課	026-235-7407
		危機管理防災課	026-235-7184
		北信地域振興局総務管理課	0269-23-0214
		北信建設事務所整備課計画調査係	0269-23-0793
		北信建設事務所飯山事務所	0269-62-4111
		北信保健福祉事務所	0269-62-3105
防犯・交通	長野県飯山警察署		0269-62-0110
救急・救出 火災・医療	岳北消防本部		0269-62-3345
			0269-62-0119
	JA厚生連北信総合病院		0269-22-2151
	日本赤十字社飯山赤十字病院		0269-62-4195
	木島平村診療所		0269-82-2143
	木島平クリニック		0269-82-1616
電気・ガス	中部電力パワーグ	飯山営業所	050-7771-7855

運輸通信	リッド株式会社		
	JAなごの	経済部燃料センター	0269-62-4646
		木島平サブセンター	0269-82-2246
	JR東日本	長野支社	026-226-7555
	長電バス株式会社	本社	026-295-8008
		飯山営業所	0269-62-4131
NTT東日本	長野支店	026-225-4384	
農林業団体	JAなごの	飯山支所	0269-62-0055
		営農経済センター	0269-62-5600
		木島平村支所	0269-82-3131
	北信州森林組合		0269-38-0371
村内団体	社会福祉協議会		0269-82-4888
	日赤奉仕団		
	建設業木島平会		
	木島平村商工会		0269-82-3994
	区長会		
	交通安全協会木島平支部		
	木島平村観光振興局		0269-82-2800
	遭難対策協議会		
	アマチュア無線会		

避難所開設・運営マニュアル

木島平村

令和2年12月

目次

はじめに

i	避難所開設の基本方針	・・・・・・・・	4
ii	一次避難所開設の流れ	・・・・・・・・	5～
	水害、土砂災害、その他災害時		
	地震発生時		
iii	一次避難所の運営	・・・・・・・・	7～
iv	二次避難所開設の流れ	・・・・・・・・	9～
v	二次避難所の運営	・・・・・・・・	11
	(開所2日目から約3週間程度までの期間)		
vi	二次避難所の運営	・・・・・・・・	12
	(3週間目以降)		
vii	二次避難所各活動班の役割	・・・・・・・・	13

(参考)

- 安全確認チェックリスト表 (基本版)
- 避難所開設チェックリスト
- 避難者名簿

はじめに

○本マニュアルは、長野県の避難所マニュアル策定指針、木島平村地域防災計画等を参考に、避難所を運営するための必要最低限の事項をまとめ、避難所の運営方法と避難の長期化に伴う住民ニーズの変化から、いつ・誰が・何を」すべきか記載したものです。

○本マニュアルを活用する場合、各避難所においては、地域や避難所となる施設の実情に合わせて適宜内容を見直し、追加・修正する必要があります。

i 避難所開設・運営の基本方針

住民の自治による避難所の開設・運営

災害時は、村職員の被災などによる行政機能の低下や、人命救助等の応急対策の実施により、行政等の対応が遅れることがあります。また、村職員が避難所の運営に全面的に従事するとすれば、他の災害対応業務が停滞し、結果的に被災住民が不利益を被る恐れもあります。

このため、避難所の運営は、地域コミュニティの場として、住民自治による迅速な取組を行うことが重要で、自主的に避難所運営に関わることで、よりいっそう良好な避難所生活を送るための環境づくりを進めることができます。

指定避難所（一次）

安否確認など各地区単位を対象として避難ができる施設（地区公会堂など）。

- ⇒ 各地区（自主防災組織）が開設・運営
- ⇒ 対象者：各地区

指定避難所（二次）

一次避難所が使用できない場合や、大規模災害等で、ある一定期間の避難生活を行うことができる施設（小学校・体育館など）。

- ⇒ 村が開設・管理
- ⇒ 対象者：全村

※避難行動については、「木島平村避難行動マニュアル」を参照してください。災害の規模や種別によっては、避難所開設から閉鎖までの流れは大きく異なります。日ごろから、災害発生時の状況を想定した準備をしましょう。



ii 一次避難所（地区公会堂等）開設の流れ

《水害、土砂災害、その他災害時》

警戒レベル 1～2 ※気象庁等が発表する大雨注意報などの情報により今後の状況に注意するレベル

- ① 地区（自主防災組織）は、気象庁が発表する注意報や警報、役場からの情報等に注意し、避難所の状況を確認し、防災対策など災害時に備える。

警戒レベル 3～4

- ② 村災害対策（警戒）本部設置・自主避難所の開設・各地区への情報伝達

↓（区長等へ情報共有）

- ③ 各地区の避難方法等により一次避難所の開設（区本部の設置）

↓（避難者受け入れ準備）

- ④ 避難準備・高齢者等避難開始発令（二次避難所（指定避難所）の開設）

↓（屋外スピーカー、音声告知端末等による一斉放送、高齢者等避難開始）

- ⑤ 消防団や関係支援団体（民生児童委員等）と要配慮者等の避難支援・誘導を行う。
※状況により二次避難所への誘導

↓

- ⑥ 避難勧告・避難指示（緊急）発令 ※警戒レベル 4 危険な場所から全員避難

↓（避難者受け入れ・安否確認）

- ⑦ 住民の避難状況・安否確認状況・被害状況等について確認する。避難者名簿の作成、村対策本部への情報伝達。二次避難所への誘導。

※基本的な流れとなります。災害の状況により異なりますので、安全確保をする中で臨機応変な対応をお願いいたします。

※太枠が地区（自主防災組織）の動きになります。

※参考：長野県避難所運営マニュアル策定指針より

		発令時の状況	とるべき行動
警戒 レベル 3～4 (大雨警 報・洪水 警報・土 砂災害 警戒情 報など)	避難準備・高 齢者等避難開 始	人的被害の発生する可能性が高まった場合に発令されます。	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する人は避難を開始してください。また、周りの人は支援を始めてください。
	避難勧告	人的被害の発生する可能性が明らかに高まった場合に発令されます。	・通常の避難ができる人は避難行動を開始してください。 「安全な場所に全員避難」
	避難指示 (緊急)	人的被害の発生する危険性が非常に高いもしくは発生した場合に初められます。	・避難行動中の人は速やかに避難を完了させてください。 ・外が危険な場合は、自宅や近くの建物の2階等に避難し、屋内で安全を確保してください。

≪地震発生時≫

震度4以下

- ① 地区（自主防災組織）は、住民からの通報や被害を確認した場合は村へ報告する。

（※長い時間揺れたり、複数回連続して発生する場合は上記によらず地区内を確認ください）

震度5弱以上

- ① 村災害対策（警戒）本部設置・各地区への情報伝達

↓（屋外スピーカー・音声告知端末等による一斉放送 全員避難）

- ② 1 区本部の設置（避難所施設の安全確認・建物内使用可否）
2 一次避難所の開設（※初期避難、安否確認等、屋外への一次集合場所）
3 住民の避難・安否確認・被害状況の確認（要配慮者の支援）
4 村本部への情報伝達

↓（避難者受け入れ準備 ※施設の安全が確認できていること）

- ③ 家屋の損傷、ライフラインの途絶などにより住宅での生活困難な避難者の受け入れ。（避難者名簿の作成）

↓（屋外スピーカー・音声告知端末等による一斉放送、二次避難所の開設）

- ⑤ 二次避難所への誘導
（要配慮者や家屋の倒壊などにより一定期間の避難生活が見込まれるもの）

↓

- ⑥ 一次避難所の運営

※基本的な流れとなります。災害の状況により異なりますので、安全確保をする中で臨機応変な対応をお願いいたします。

※太枠が地区（自主防災組織）の動きになります。



●避難所の開設を決定したら

- (1) 避難所の開設（市町村、施設管理者、住民との取り決めによる円滑な開設）

↓

- (2) 施設の安全確認（避難所として安全に利用できるか、可否を判断する）

↓

- (3) 避難所のレイアウトの検討（3㎡/人、要配慮者や感染症に配慮する）

↓

- (4) 避難者の受け入れ（要配慮者、ペットの取扱い、車中泊者の確認）

↓

- (5) 運営体制づくり（応急対応が落ち着いてきた段階で班編成を行い、避難者も参加した運営体制）

↓ ~ 住民による自主的な運営 ~

- (6) 閉鎖

※参考：長野県避難所運営マニュアル策定指針より

iii 一次避難所（地区公会堂等）の運営

村では、村内すべての地区公会堂等を避難所に指定しています。また、耐震診断により「震度6強クラス」の地震での耐震性の評価も行っています。地震発生時は、まず施設の安全を確認することが重要です。

評点	内容	地区施設
1.5以上	倒壊しない	柳久保
1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない	池の平・高石・上千石・中島
0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある	
0.7未満	倒壊する可能性が高い	その他21地区

※洪水時等は浸水想定区域にある避難所は使用できません。災害の種別によって避難所の開設と運営も異なりますので注意が必要です。

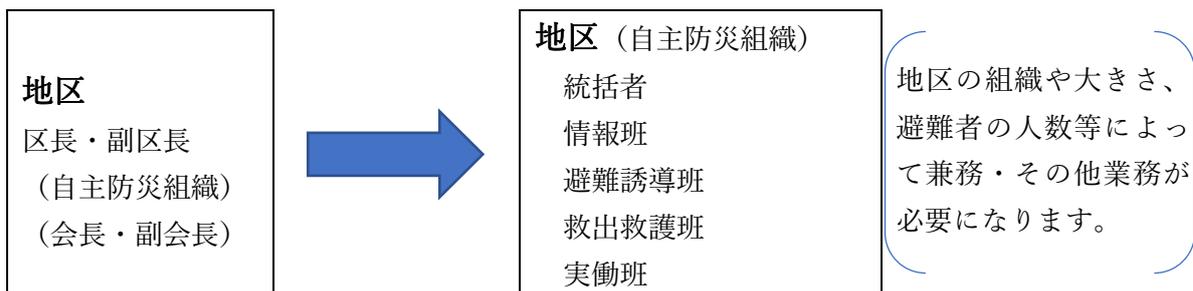
【避難所の運営】

(1) 避難所の運営のための組織づくり

避難所の運営は、該当地区（自主防災組織）が中心となって自主的に運営する。

秩序ある生活をする避難所を一定期間管理運営するために、地区（自主防災組織）による避難所の運営を行う。避難者も、その一員として避難所の運営にあたるものとする。

(2) 運営体制



【運営の手順】

一次避難所は、各地区により以下の手順に沿って自主的な運営を行う。(当手順では便宜上その役割を、「統括者」「情報班」「避難誘導班」「救出救護班」「実働班」としているが、実際の運営は各組織の実情で対応するものとする。)

ア 災害に対する事前の心構え

地区に配備されている資機材の整備点検、操作方法の確認により常に稼働できる状態を保つとともに、災害時の使用方針を決定しておく。また、資材の在庫状況を確認し、必要と思われる物を可能な限り用意しておく。

住民に対しては、数日分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出袋の準備や防災訓練を通じ、「自らの命を守る」ための意識向上を促す。また、日頃より高齢者・障がい者等の災害時要配慮者と意思疎通をはかり、災害時における支援方法の確立に努める。

イ 避難所の安全点検

避難所開設の流れに従い、別紙「安全チェックリスト表」を用いて、避難所とする建物内外の

安全を確認してから施設を開放し、避難者の受け入れ準備及び受入れを行う。以降、地区（自主防災組織）の長を避難所運営の統括者とする。

ウ 避難者の把握と報告

情報班は、施設入り口付近に受付を設置、避難者名簿を作成、その実態を把握し、住民の避難状況、安否確認状況、被害状況等について村災害対策本部へ報告する。

エ 不足資材等の連絡

統括者は、不足する資材があれば村災害対策本部に連絡する。

オ 避難者への情報の提供と情報管理

情報班は、村災害対策本部やラジオ等から入手した情報を整理し、掲示板等を利用して避難者に提供する。

カ 災害時要配慮者へのケア

救出救護班は、平時より高齢者・障がい者等の災害時要配慮者を把握し、避難に特段の配慮が必要な場合や一次避難所での対応が困難場合は、速やかに村災害対策本部と協議し、その指示に従う。

キ 二次災害の防止

避難誘導班は引き続き施設内外の安全確認を行い、避難所の運営継続に支障が確認される場合は、村災害対策本部に報告し判断を仰ぎ、避難者の安全確保を念頭に他の避難所等への移動などの対策を迅速に行う。

ク 避難者の持参品等について

避難者は、個人の健康維持に必要な食料品、飲料水、常服薬などや、衣類、紙おむつ、洗面道具などの生活用品、その他個人で必要と思われる物品について、各自で持参、管理する。

ケ 感染症対策等

避難者は、感染症対策のために「在宅避難」「知人・親戚宅への避難」緊急避難場所での「車中泊」など、避難行動にも3密を避けた「分散避難」を心掛ける。ただし、それらが難しい場合はためらわずに避難所へ避難する。その際には、マスク、体温計、消毒液など持参し可能な限り感染症対策に努める。一次避難所では、世帯ごとに区画を設け、個人間で2m程度の距離をとることが望ましいが、これらが難しい場合は、別部屋の使用や避難所の広さを最大限に生かした区画設置を行う。また、全員にマスク着用を徹底させ、換気を心掛ける。

発熱等の体調不良者がいる場合には村災害対策本部に連絡する。

コ その他

本手順を各避難所で使用する際は、避難所となる公会堂等の施設の実情に合わせて内容を見直し、適宜修正追加等を行うものとする。

iv 二次避難所（村体育館等）開設の流れ

二次避難所の開設は、発生する災害の種別により大きく異なります。台風など予測ができるものについては、早い段階で村職員が準備を行い開設しますが、突発的な災害に対しては行政機能が麻痺し、避難者の協力を得て開設する必要があります、以下に基本的な事項について記載します。

【手順 ① 施設の開設等】

村災害対策本部長（村長）が、避難所の開設を判断し、原則として村職員が、施設管理者の協力を得て行う。

【手順 ② 避難所の開設準備】

村職員と避難所に集まった避難者の代表を中心に早急に次の作業にとりかかる。その際住民が自主的に避難するのは、施設敷地内（例：駐車場、校庭）にとどめ、建物内への立ち入りは原則禁止する。

ア 開設方針の確認

村災害対策本部から開設指示が出ていることを確認する。

イ 開設準備への協力要請と避難者の安全確保

避難者に対して、当面の運営協力を呼びかける。

- ・施設の安全が確認されるまで、駐車場等での待機を呼びかける。
- ・開設準備の協力要請を行う。

ウ 避難所の安全点検

村職員及び施設管理者は、別紙「安全確認チェックリスト表」を用い、施設の安全確認を行い、必要に応じ、代替手段の確保や復旧支援の要請、落下・転倒しそうなものがあれば撤去する。点検の結果、安全性に不安があるときは、村災害対策本部に連絡する。

エ 機材・避難所開設準備品の確認

備蓄・保管されている機材等の状況を確認する。

- ・避難所開設準備品を受付設置場所に運ぶ。
- ・居住スペース用ブルーシート、仕切り等を避難所内に運び入れる。
- ・停電や夜間の避難の場合、発電機・投光器を設置する。

オ 利用室内の整理・清掃

破損物等の片付けを行う。

カ 避難所利用範囲等の確認

避難所として利用できる範囲を確認する。

- ・立ち入り禁止の看板設置
- ・居住スペースのレイアウト、区画表示
開設準備品の中にある、巻尺、養生テープを使い、区画を決める。
- ・ブルーシート、仕切り等を配置

キ 居住組の編成

可能であれば、施設外に待機している避難者の居住地区も確認し、区画割当ての参考にする（天候・時間帯による）。

ク 受付設置

筆記用具・避難者名簿の準備、検温、手指消毒薬の設置

ケ 避難所看板設置

【手順 ③ 村災害対策本部への報告（第1報）】

避難所を開設したら、速やかに村災害対策本部に設置完了の報告をする。

ア 住民への避難所開設の広報

村災害対策本部は、二次避難所が設置されたことを地域の住民に防災無線等により周知、広報する。

【手順 ④ 避難者の受入れ・名簿登録】

施設の安全が確認され、避難所の開設準備が整い次第、避難者を施設内へ誘導する。

ア 受付

世帯単位で記入してもらおう（高齢者の場合、必要に応じて記入を手伝う）。多人数が集中した場合は、世帯主氏名、避難家族人数、要配慮者の有無等の基礎的な内容だけでも記入してもらい、避難者全員の名簿への記入は後日となることもやむを得ない。

イ 避難所内の割当て・誘導

受付で、できるだけ地域ごとにまとまるように区画を割当て、割当てた区画を名簿に記入する。避難所避難者の増減、状況の変化により、避難所内で場所の移動があることを周知する。

【手順 ⑤ 居住スペースの設置】

ア 段ボールベッドの設置

段ボールベッドが届き次第、避難者全員で協力し、組立てを行い、要配慮者、高齢世帯の居住スペースから設置を行う。

v 二次避難所の運営（開所2日目から約3週間程度までの期間）

避難が長期化する場合、村職員の業務も応急対策から早期復旧業務へ移行し、避難所の運営についても自主的な運営にシフトしていく必要があり、二次避難所開設直後の混乱状態が落ち着いてきたら、本格的な避難所運営体制づくりに取りかかります。

数世帯を一つの単位とした「共同生活班」を編成し、活動班を作ります。

【避難所の運営体制づくり】

ア 共同生活班の代表選出

各共同生活班では、班長と各活動班の代表者を決める。班長は交替制にするなど個人の負担が偏らないように注意する。村職員はできる限り支援にあたる。

イ 代表・副代表・各活動班の設置

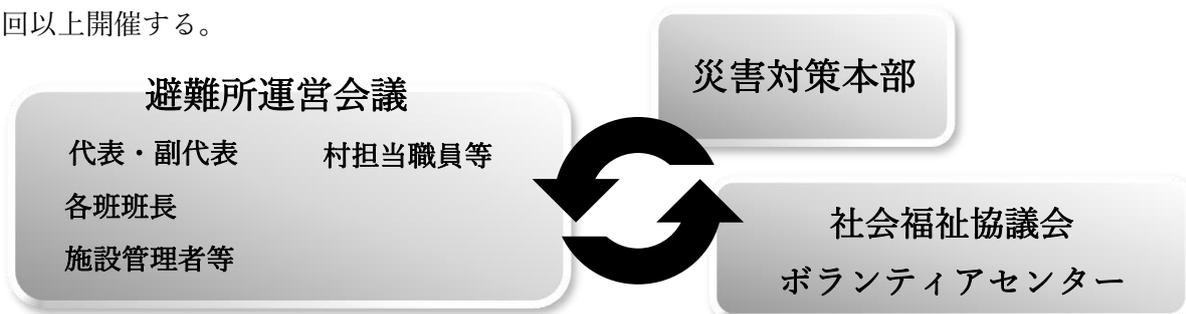
避難所内で発生する様々な作業を行うため、各共同生活班より選出された代表者により、次のような活動班を作る。

※避難者の中で下表のような体制を作り、避難者全員が協力して運営します。

区 分	役 割	備 考
代表者	全体の総括	1人
副代表者	代表の補佐	1～2人（兼務や代替可）
総務班	連絡調整の窓口	1～2人（兼務や代替可）
広報班	情報収集と情報提供	1～2人（兼務や代替可）
管理班	避難者の把握、施設の管理	1～2人（兼務や代替可）
衛生班	感染症予防、衛生管理	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 代表等の指揮のもとで避難者が従事 </div>
救護・福祉班	要配慮者への対応、被災者の健康管理	
食料・給水班	食料・水の調達と提供、炊き出し	
物資班	物資調達と提供、在庫管理	
ボランティア班	ボランティア要請	

ウ 避難所運営会議の開催

村災害対策本部との連絡調整事項についての協議や避難所内でのルール決定・変更、避難所での課題・問題への対処など避難所運営を円滑に進めるため、村の職員含め毎日時間を定めて1回以上開催する。



vi 二次避難所の運営 (3週間目以降)

【避難所運営会議の開催】

避難所内の状況を把握し、出席者相互の意見交換を行い、必要事項を協議・決定するなど、引き続き運営会議を開催する。

【活動班の再編成】

避難者の減少により、避難所の規模が縮小するなど、状況の変化があった場合は、適宜、班員の交代や班の再編成を行う。

【避難所内での場所の移動】

避難者の減少や学校の再開など、状況の変化があった場合には、避難者の了解を得て、避難場所の移動を行う。



vii 二次避難所 各活動班の役割

【代表者・副代表者】

ポイント

- ・避難所の設置・運営が避難者の負担を少しでも軽減できるものとなるよう、協力、連携の下、各種調整を行いましょ。
- ・各班の総括を行うとともに、関係機関、施設管理者、避難所代表組織等との連絡調整や申し合わせ等が円滑に行われるよう、各班への指揮を行いましょ。
- ・浸水・土砂災害リスクのある避難所を運営する場合、雨量や水位等の防災情報の収集に努めるとともに、避難所内においても安全な場所の確認(垂直避難等)や、他の避難所への避難を検討しましょ。

ア 各班の総括、関係機関との連絡調整

避難所の状況を把握した上で、必要事項を協議・決定するとともに、各班への指示を行う。

イ 施設管理者及び村災害対策本部等との連絡調整（総括）

ウ 管理・運営の申合せ（総括）

避難所の管理・運営に当たり、施設管理者や村災害対策本部と申合せ事項について確認し、避難所内で情報共有するよう各班への指示を行う。

（例）トイレの利用方法、ごみの収集・搬出方法、食料・物資の配分方法、起床・消灯時間の取り決め、避難所施設内の防犯・巡回体制、建物内の火気の取扱い、屋外スペースの取扱い（ペット飼育場所、喫煙場所、子どもの遊ぶスペースの確保）等

エ 要配慮者等への配慮（総括）

高齢者や障がいのある人など避難生活に配慮が必要な人に対して、各々のニーズに応じ、配慮して運営に当たるよう各班の指示を行う。

また、避難所を運営しているスタッフについても、心身に過度の負担が生じないよう配慮する。

【総務班】

ポイント

- ・代表者の指示のもと、各班や関係機関との連絡調整、会議の段取り等を行いましょ。
- ・避難所代表組織と調整を図るほか、避難者の意見や要望を受け付けましょ。

ア 各班との連絡調整

各班の活動が円滑に進むよう連絡調整を行う。

また、必要に応じて会議のための資料を作成する。

イ 会議の準備と開催、記録

避難所運営に関する連絡会議を開催し、必要に応じて会議の記録を作成する。

- ①避難所運営会議の開催（参加者：代表者、副代表者、各活動班長、共同生活班長、避難所担当村職員、施設管理者等）
- ②班別会議の開催（班ごとのスタッフの話し合い（必要な内容は避難所運営会議で報告、協議））

ウ 村災害対策本部及び関係機関との連絡調整

代表者の指揮により、各班からの要請事項を整理し村災害対策本部へ連絡する。

エ 運営スタッフの後方支援

村災害対策本部と連携し、スタッフの当番シフトの管理を行う。また、必要に応じて食料等の確保を行う。

オ 外部との連絡窓口

外部から提供される情報や物資提供の申出を受け付ける。

カ 避難者からの意見・要望の受付

避難者と避難所代表組織との連絡調整・意見調整窓口として対応する。また、一人ひとりの避難者から要望や困りごと等を聴くため、避難者への声かけ、意見箱の設置、ミニ集会などにより、避難所運営や生活環境に関する意見を聞きとり、避難所運営会議で報告する。

キ 避難所日誌の作成

【広報班】

ポイント

- ・村災害対策本部などから、地域の被災状況や支援に関する情報を収集しましょう。
- ・収集した情報を整理した上で、多様な手段を用いて避難者へ情報提供しましょう。
- ・高齢者や障がいのある人、外国人等、多様な特性に配慮した手段で情報提供しましょう。
- ・車中泊避難者や在宅避難者にも情報が行きわたるよう、情報伝達を工夫しましょう。

ア 情報収集

村災害対策本部などから、避難所周辺地域の被災状況や復旧状況、支援に関する情報を収集する。

※収集した情報には、必ず時刻・情報元を記録する。

イ 多様な手段による避難者等への情報提供

収集した情報を整理し、掲示板・回覧板・施設内放送等多様な手段を用いて、避難者へ適宜周知する。

ウ 要配慮者や在宅避難者等にも配慮した情報提供

障がいのある人や外国人等に対しては、その多様な特性に配慮した手段で情報提供を行う。また、自宅や車中で避難生活を送る人へも情報が行きわたるよう、村災害対策本部と役割分担を確認の上、必要に応じて対応する。

・要配慮者への対応（例）

- ・視覚障がいのある人 → 声かけ
- ・聴覚障がいのある人 → 手話や筆談、資料の配布
- ・外国人 → 多言語ツールの活用やイラスト、ジェスチャー

・車中泊避難者、在宅避難者への対応（例）

- ・屋外掲示板への掲示、資料の配布、個別の電話連絡等
- ・食料の配布ルールの周知（個別配布か避難所に取りに来てもらうか）

エ マスコミへの対応

村災害対策本部と相談し、マスコミからの取材や、外部からの問合せ、避難者への電話の取り次ぎに対し、窓口として対応する。

（マスコミへの対応方針の例）

- ・必ず受付を行い、避難者のプライバシーに配慮した取材を促す。
- ・取材、撮影には必ず立ち会うこととし、避難者が同意した場合のみ取材、撮影を可とする。
- ・撮影可能エリアを定めておく。
- ・マスコミであることがわかるよう、名札や腕章の着用を求める。

【管理班】

ポイント

- ・避難者名簿を作成し、避難者を把握するとともに入退所を管理しましょう。
- ・施設の見回り、利用管理のルールの周知徹底を図りましょう。
- ・郵便物・宅配物の避難者への取次ぎを行いましょ。

ア 避難者名簿の作成

- ・避難者の状況をできるだけ正確に把握するため、避難者名簿を作成する。避難者名簿の記載内容は個人情報であることから、取扱い・保管には厳重に注意する。
- ・必要に応じて、村災害対策本部へ人数を報告する。

イ 退所者・入所者の管理

- ・退所者の情報を管理し、空きスペースを把握する。
- ・入所する人がいる場合、空いているスペースを確認して居住スペースを割付ける。
- ・外泊者がいる場合、外泊者の把握を行う。

ウ 安否確認への対応

作成した名簿に基づいて本人同意を確認・対応し、部外者が避難所内にむやみに立ち入ることを規制する。

エ 訪問者の受付、マスコミ等部外者の入出管理

避難者への訪問者（避難者への面会）、マスコミ等部外者の出入りを管理する。

- ・日中は避難所の受付で出入りをチェックし、夜間は入口を原則閉鎖する。
- ・面会場所は別途確保し、避難者の居住スペース等には立ち入らないようにする。

オ 避難所敷地内車中泊避難者の管理

事情により避難所敷地内車中泊避難を行う者の名簿を作成する。

カ 施設の見回りや生活のルール、管理のルールの決定・周知

- ・施設や設備について、定期的に確認し、新たに発生した危険個所については、立入禁止にし、必要に応じて、村災害対策本部への連絡や支援要請を行う。
- ・女性や子どもは、人目のない所やトイレ等に一人で行かないよう注意喚起するとともに、定期的な巡回で防犯・防火に努める。（女子トイレの各個室、女子更衣室に防犯ブザーを設置する。）
- ・生活ルール、管理のルール決定と周知徹底を図る。

キ 郵便・宅配便等の取次ぎ

- ・郵便等については、郵便局員や宅配業者から避難者へ、直接手渡してもらう
- ・避難者の人数が多い場合などには、郵便物を受付で保管するが、その際は、受付票を作成する。
- ・電話での問合せへの対応（問合せ受付票を作成）

【衛生班】

ポイント

- ・感染症予防（手洗い、消毒等の励行）やエコノミークラス症候群の予防活動（体操等の励行）を行いましょう。
- ・必要な衛生用品を手配しまししょう。
- ・避難所の衛生環境の維持に関して、ルールの周知徹底を図りましよう。

ア トイレに関すること

- ・手洗い場へ石けんや手指消毒用アルコールを設置する。
- ・トイレ掃除（当番については、下記ウ参照）の確認を行う。
- ・トイレットペーパー等の在庫状況を把握し、早めに物資班に依頼し確保する。
- ・トイレと居住スペースの 2 足制を導入し、スリッパの用意や避難者への周知を行う。

既設トイレが使用不能な場合

- ・トイレに不具合が生じ使用不能の場合は、「使用禁止」の貼り紙をし、トイレ処理セットの使用を避難者に伝える。
- ・使用済みトイレ処理袋を捨てるゴミ袋を設置する。
- ・断水が原因で使用できない水洗（簡易）トイレ用に流し水を確保する（プール・河川・ため池・井戸水など）。

イ ゴミに関すること

- ・避難所敷地内の屋外にゴミ集積場を設置する。
- ・避難所からのゴミの出し方（分別）のルールを避難者に徹底させる。
- ・ゴミの収集について、総務部を通じ村災害対策本部と調整する。

ウ 掃除に関すること

- ・共有部分（トイレを含む）の掃除は、共同生活班を単位として当番制を作り、交代で清掃を実施する。
- ・居室部分の清掃は、毎日 1 回、清掃時間を設けて実施するよう呼びかけ、その際は換気を行う。

エ 衛生管理に関すること

- ・手洗い、手指消毒の励行を促す。
- ・定期的に換気を行う。
- ・歯磨きとうがいの励行を促す。
- ・食品や食器の衛生管理を促す。（必要に応じ、配布した弁当類を時間ごとに回収する）
- ・衛生害虫の駆除を行う。防疫用薬剤等は総務班を通じ村災害対策本部へ要請する。
- ・マスクや石けん、消毒薬等、感染症予防のために必要なものは、適宜、物資班に依頼し確保する。

オ エコノミークラス症候群・認知症の予防

- ・車中泊者を含め、予防を促す。
- ・救護・福祉班と連携し、時間を決め、体操・避難所内歩行の促し等を行う。

カ ペットに関すること

- ・原則として、避難所の居室部分へのペットの持ち込みは禁止する。
- ・ペット用エリアを決定し、ルールを定め、周知する。

キ 風呂に関すること

避難所内に仮設風呂・シャワーが設置されない場合

- ・もらい湯を食料班・物資班と調整して用意し、避難者に奨励する。

- ・村内の温泉施設等の状況を把握し、利用を依頼する。

避難所内に仮設風呂・シャワーが設置された場合

- ・男女別に利用時間を設定する。
- ・当番を決めて交代で清掃を行う。

【救護・福祉班】

ポイント

- ・医療や介護等の専門知識や実務経験がある者を配置することが望まれます。
- ・定期的に、全ての避難者の心身の健康状態を確認しましょう。
- ・配慮を要する人については、本人への声かけ、家族等支援者からの聞き取りによって配慮に努め、必要に応じて、地域で専門の資格や技能を持った人（看護師、介護士、手話通訳者、外国語通訳者など）に協力を依頼しましょう。

ア 医療機関の開設状況の把握

村内の救護所や医療機関の開設状況を把握し、緊急の場合に備える。

イ 傷病者への対応

避難所内で傷病者、体調不良者が発生した場合、その状況に応じて、避難所内での応急手当や、救急搬送の手配を行う。

※緊急性が高い場合には、村災害対策本部に連絡し、速やかに119番通報や救命措置を行い、並行して避難所内の医師や看護師等の有資格者または救急法受講済者へ協力の呼びかけを行う。

ウ 要配慮者への対応

- ・本人への声かけ、家族等支援者からの聞き取りによって、定期的に健康状況や困っている状況等を確認する。
- ・必要に応じて、総務班を通じ、村災害対策本部に専門職員や専門ボランティア派遣を要請する。
- ・各班の業務について、要配慮者に関する助言等を行う。

エ 避難者の健康状態の確認

- ・持病のある人など医療を必要とする可能性が高い人、通常使用している薬の残数が少ない人を把握し、薬剤の供給について総務班を通じ、村災害対策本部に要請する。
- ・避難者の健康状態の確認を行い、保健師等の避難所巡回の際に伝達する。

(健康観察のポイント (例))

- | | | |
|---|-----------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 外傷があるか | <input type="checkbox"/> 眠れているか | <input type="checkbox"/> 食事・水分摂取は十分か |
| <input type="checkbox"/> 咳・熱・下痢などの症状はないか | <input type="checkbox"/> 話し相手はいるか | <input type="checkbox"/> トイレに行けているか |
| <input type="checkbox"/> 脱水の兆候（口渇、口唇・皮膚の乾燥、尿量の減少など）はないか | | |

オ 災害派遣福祉チーム等の受入れ

村災害対策本部と調整を図りながら、専門チームの受入スケジュールを把握し、必要に応じて避難者等へ周知する。また、衛生班と連携し、特に配慮が必要な人が専門チームによるケア等を受けられるよう調整等を行う。

【食料・給水班】

ポイント

- ・食料や飲料水の調達・提供、炊き出しの提供を行いましょう。

ア 食料や飲料水の調達・提供

- ・管理班・物資班と連携して食料等のニーズを把握し、将来的な予測をたて、総務班を通じ村災害対策本部へ提供を要請する。
- ・避難所のみならず、周辺の自宅避難者、自主避難所への避難者、車中泊避難者等への提供も考えられるため、提供ルールを決め、公平な提供に努める。
- ・必要に応じ、車中泊避難者等の中からも食料班の班員を選抜してもらう。
- ・救護・福祉班と連携して、食事に配慮が必要な人（疾病、食物アレルギー、乳幼児、高齢者等）を把握し、対応する食材の調達・提供を行う。
- ・状況に応じ、配送を待たず、物資集積所へ受取に行く等、できる限りの自助、共助に努める。

イ 炊き出しの実施

- ・防火対策を講じた上で、避難者全員で協力し合い、炊き出しを行う。
- ・食べ残しの処理など、衛生管理に気をつける。

（衛生管理上の注意事項）

- ・食器は使い捨て
- ・食べ残しは、その日のうちに廃棄
- ・保管場所の管理や整理整頓
- ・手洗いの徹底（トイレの後、食べる前、調理の前）
- ・衛生的な調理に配慮する（使い捨て手袋の着用、十分な加熱調理など）。
- ・調理する人の健康チェックを実施し、体調不良の人は調理をしない。

【物資班】

ポイント

- ・生活物資等の調達・管理、避難者への提供を行いましょう。

ア 生活物資等の調達・管理

- ・管理班と連携し、避難者数を把握し、必要となる物資の数量を把握する。
- ・状況に応じ、配送を待たず、物資集積所へ受取に行く等、できる限りの自助、共助に努める。
- ・状況が落ち着いてきたら、各班と連携して避難者のニーズを把握し、総務班を通じ村災害対策本部へ要請する。

- ・物資の要請は、将来的な予測をたてて行う。

イ 避難者への提供

- ・避難所のみならず、周辺の自宅避難者、自主避難所への避難者、車中泊避難者等への提供も考えられるため、提供ルールを決め、公平な提供に努める。
- ・女性等への配慮等が必要な場合には、女性スタッフが配布をしたり、女性専用のスペースにあらかじめ置いておくようにする。

【ボランティア班】

ポイント

- ・避難者にボランティアのニーズがある場合は、そのマッチングを行います。

ア ボランティアへのニーズの把握・受付

- ・ボランティアに対してどのような協力を求めるかについて、運営会議で検討する。
- ・相談受付や聞き取りにより、ボランティアへのニーズを把握する。

(ボランティアへのニーズ (例))

- ・高齢者、障がいのある人への避難生活支援（配膳、介護、トイレなどの補助用務）
- ・避難所内外における水や食料・物資の運搬や配布補助
- ・がれきの撤去等、避難者の自宅整理（軽作業で危険を伴わないもの）

イ ボランティアの要請

ニーズに応じて、総務班を通じ村災害対策本部に支援を要請する。

ウ ボランティアの受入れ

- ・避難所にボランティアの受入れ窓口を設置する。
- ・避難所に直接訪ねてきたボランティアには、村の受入れ窓口でボランティア登録をしてもらう。

安全確認リストチェック表（基本版）

災害発生後、施設の破損状況を下記のチェックリストを参考にして目視により点検する。

各地区の現状に沿った事項を適宜追加して使用してください。

避難所名：

確認者：

実施日時：

点検項目	確認内容	ある・ない	該当する場合の対処・応急対応等
施設全体			
1	建物（傾斜・沈下）	傾いている。沈下している。 傾いているように感じる。	ある・ない ある・ない 建物から退去 要注意
2	建物（倒壊危険性）	大きなX字状のひび割れが多数あり。コンクリートの剥離も激しく鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。	ある・ない 建物から退去
		斜めやX字状のひび割れがあるが、コンクリートの剥離はわずかである。	ある・ない 要注意
3	隣接建築物・周辺地盤	隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。	ある・ない 建物から退去
		周辺地盤が大きく陥没または隆起している。	ある・ない 建物から退去
		隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。	ある・ない 要注意
施設内部			
1	床	傾いている。または陥没している。 フロア等床材に損傷がみられる。	ある・ない 立入禁止 ある・ない 要注意／要修理
2	壁・天井材	間仕切り壁に損傷がみられる。 天井材が落下している。 天井材のズレがみられる。	ある・ない 要注意／要修理 ある・ない 立入禁止 ある・ない 要注意
3	廊下・階段	大きなX字状のひび割れが多数あり。コンクリートの剥離も激しく鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。	ある・ない 立入禁止
		斜めやX字状のひび割れがあるが、コンクリートの剥離はわずかである。	ある・ない 点検継続

点検項目		確認内容	ある・ない	該当する場合の対処・応急対応等
4	ドア	ドアが外れている。または変形している。	ある・ない	要注意／要修理
5	窓枠・窓ガラス	窓枠が外れている。または変形している。	ある・ない	要注意／要修理
		窓が割れている、またはひびがある	ある・ない	要注意／要修理
6	照明器具・吊り器具	照明・吊り器具が落下している。	ある・ない	要注意／要修理
		照明・吊り器具のずれが見られる。	ある・ない	要注意／要修理
7	家具・器具	家具等が散乱している。	ある・ない	要注意／要修理／要固定
		書類等が散乱している。	ある・ない	要注意／要復旧
風水害時				
1	周囲の河川・水路	越水している。決壊している。	ある・ない	建物から退去 立入禁止
2	雨漏り	天井・壁が雨漏りしている。	ある・ない	要注意／要修理 立入禁止
3	浸水	床下浸水している。	ある・ない	要注意／要修理
		床上浸水している。	ある・ない	建物から退去 立入禁止
設備等				
1	電力	外部からの電力供給が停止している（商用電源の途絶）。	ある・ない	代替手段の確保／要復旧
		照明が消えている。	ある・ない	⇒ 発電機等の確認
2	上水道	停止している。	ある・ない	代替手段の確保／要復旧
3	下水道・トイレ	水が流れない（溢れている）。	ある・ない	使用中止／代替手段の確保／要復旧
4	ガス	異臭、異音、煙が発生している。	ある・ない	立入禁止／要復旧
		停止している。	ある・ない	要復旧
5	通信・電話	停止している。	ある・ない	代替手段の確保／要復旧 ⇒ 災害時特設公衆電話の確認
特記事項				

避難所開設チェックリスト

避難所名：

確認者：

実施日時：

チェック事項	確認	備考
1 建物の安全確認		
建物は傾いていないか、大きなひび割れはない。 天井の修理、ずれはないか、落下の危険はないか。 火災は発生していないか。 ガスは漏れていないか。 窓ガラスなど危険な落下物はないか。 自動車の乗り入れ規制はしたか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
2 避難者受け入れスペースの確保		
避難所開設協議事項に基づき、安全な部屋を確保し、誘導する。 室内の倒壊物などは、避難者と協力して片付ける。 使用禁止範囲には「使用禁止」の張り紙をする。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
3 避難所本部の設置		
施設管理者と業務場所の安全を確認する。	<input type="checkbox"/>	
4 ライフラインの確認		
電気は使用できるか。 電話、FAX は使用できるか。 放送設備は使用できるか。 上下水は使用できるか。 下水道、トイレが使えるか。 避難者からの情報収集は十分にできたか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
5 災害対策本部への報告		
電話、FAX、伝令等の手段を用いて災害対策本部へ連絡する。	<input type="checkbox"/>	
6 避難者の登録		
避難者は世帯ごとに避難者カードにを記入したか。	<input type="checkbox"/>	

チェック事項	確認	備考
7 避難者への説明		
冷静な態度で分かりやすく説明できたか。 避難所での生活ルールを作成、掲示したか。 トイレの使用場所を説明したか。 ゴミ捨て場所を説明したか。 火器の使用について注意を説明したか。 避難者カード未提出者に提出の依頼をしたか。 避難者のスペースは早いもの勝ちではないことを周知する。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
8 備蓄品の確認		
貯水設備の確認をする。 食料、毛布、備蓄品等の確認をする。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
9 要請事項等の整理		
災害対策本部への要請事項を整理する。	<input type="checkbox"/>	
10 ペット飼育場所の確認		
ペット飼育場の確保をする。	<input type="checkbox"/>	

避難者名簿

避難所名： _____

受付番号	入所日	入所時間	氏名（世帯主に◎）	健康状態 体温等	要配慮者 「○」	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

木島平村災害備蓄品整備計画

令和7年3月

木島平村

目次

1	はじめに	1
2	備蓄品整備の基本方針	2
3	公的備蓄	4
4	家庭内備蓄	6
5	広域応援・国による物資支援	8
6	備蓄品の保管場所	9
7	資料編	10

1 はじめに

村では、これまで避難所の開設や大規模災害発生時における被災者用の備蓄として、食料や生活必需品などを確保してきました。一方で、令和元年東日本台風や令和6年能登半島地震など過去の大規模災害を教訓に、少子高齢化への対応や避難者からの様々なニーズに応えるため、これまで以上の柔軟な対応と関係機関との連携を含めた対応が必要となっています。

災害発生時には、まず自身と家族の身の安全を守ること【自助】から始まり、次に隣近所や区（自主防災組織）といった地域の人達同士の助け合い【共助】があり、そして公的機関による救助・援助【公助】となります。

大規模災害時には、物資の流れが滞ることが予想されることから、必要な物資が手に入らない状況となります。このため、日頃からの備えとして、村民、区（自主防災組織）、村がそれぞれ必要となる物資を蓄える必要があります。

本計画は、前述の「自助・共助・公助」の考え方に基づき、村民による家庭内備蓄を推進するとともに、村民及び区（自主防災組織）、そして村が一体となり、避難生活等に必要な物資の備蓄、調達等についての基本的な方針を示すために計画するものです。

2 備蓄品整備の基本方針

本計画においては、「木島平村地域防災計画」及び長野県が定める「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」に基づき、基本的な方針を次のとおり定める。

(1) 対応期間

備蓄品により対応する期間は、国からのプッシュ型支援が届くまでの目安となる大規模災害発生後の3日間（72時間）とする。

(2) 想定する被害及び避難者数

木島平村地域防災計画に掲げた長野盆地西縁断層帯の地震を本計画の被害想定とする。

【最大震度6強、冬18時、強風時の想定被害数量】

想定被害項目		被害数量	
人的被害	死者	10人	
	負傷者	160人	
	重傷者	70人	
	自力脱出困難者	10人	
生活支障等	避難所 避難者	1日後	140人
		2日後	420人
		1週間後	300人
		1ヶ月後	130人
建物被害	全壊棟数	160棟	
	半壊棟数	630棟	
ライフライン障害	上水道	断水人口	4,160人
	下水道	機能支障人口	4,130人
	電力	被災直後停電軒数	2,260軒

備蓄品の確保を目指す数量は、避難所への避難者数の最大値である発災2日後の420人を基準とする。

(3) 防災備蓄品の区分

(ア) 公的備蓄

村が発災時から段階的に提供できるようにするもの。

(イ) 家庭内備蓄

木島平村防災計画において、食料品等については各家庭で「最低3日分（孤立予想地域にあっては最低1週間）」の備蓄をすることを原則としている。

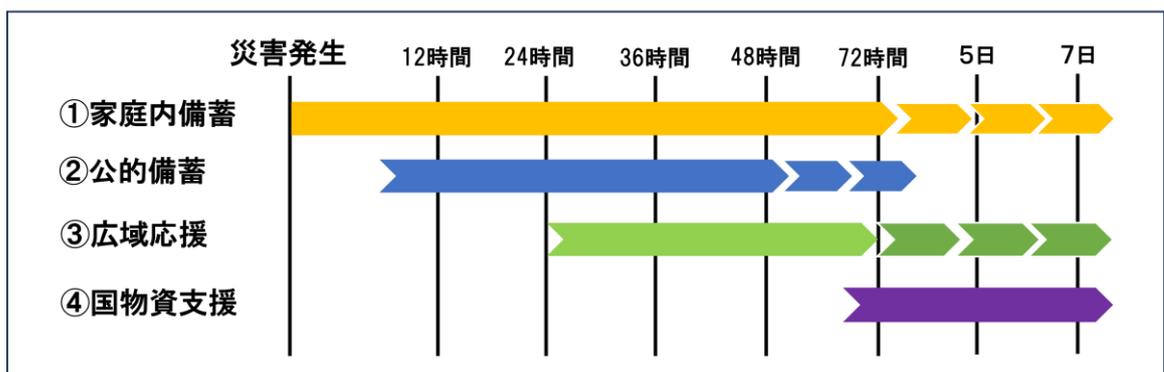
(ウ) 広域応援

災害時相互応援協定に基づき、県及び県内市町村に対して支援を要請します。

(エ) 国の物資支援（プッシュ型支援）

国が被災地からの具体的な要請を待たずに避難所避難者への支援を中心に、被災者の命と生活環境に不可欠な物資を調達し、緊急輸送するもの。

【時系列による対応区分】



3 公的備蓄

村地域防災計画、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた方向性」に基づき、次により備蓄品の整備を進める。

(1) 備蓄標準品目について

避難生活において必須である備蓄品目を標準品目とし、県と市町村で共通の考え、目安で次の品目を備蓄する。なお、標準品目については、明確な目標値を設定する。県で示された方向性により、目標値は必要数量の3分の1に設定し、県、村、村民（区）で3分の1ずつ備蓄するという方針で整備する。

【標準品目と目標数量】

品目	目標値※1	村の備蓄数	過不足	必要数量算出根拠
食料 ・アルファ化米 ・レトルトご飯	1,512 食	1,350 食	△162 食	避難所避難者数 420 人×1.2（避難所外係数※2）×3 食×3 日間＝4,536
飲料水 （500ml と 2ℓ 混在）	1,512 ℓ	2,472 ℓ	充足	避難所避難者数 420 人×1.2（避難所外係数※2）×1 人 3ℓ/日×3 日間＝4,536 ℓ
乳児用食料 （液体ミルク）	1.8 ℓ	0	△1.8 ℓ	避難所避難者数 420 人×0 歳人口比率※3×1 ℓ×3 日間＝5.4 ℓ
子供用おむつ	47 枚	1,680 枚	充足	避難所避難者数×0～2 歳人口比率※3×1 日必要量 8 枚×3 日間＝141 枚
大人用おむつ	17 枚	700 枚	充足	避難所避難者数×必要者割合（0.005）×1 日必要量 8 枚×3 日間＝50 枚
簡易トイレ	630 個	3,300 個	充足	避難所避難者数×断水率×1 人 1 日 5 回×3 日間＝1,890 個
トイレトーパー	76 巻	0	△76 巻	避難所避難者数×1 人 1 日 0.18 巻×3 日間※4＝227 巻
生理用品	143 枚	7,514 枚	充足	避難所避難者数×12～51 歳女性人口比率※3×1 人 7 日間必要量 30 枚×1/7×1/4×3 日間 * 生理期間における 1 日当たりの必要量を 7 回とし、生理期間を 4 週に 1 回と想定したもの
毛布	280 枚	969 枚	充足	避難所避難者数×1 人当たり 2 枚＝840 枚

※1 目標値は必要数量の3分の1

※2 避難所以外に避難する者（車中泊や観光客等）の食料需給を想定された係数

※3 人口比率は国勢調査をもとに算出

※4 経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計により試算

(2) その他の食料品の備蓄状況

品目	村の備蓄数	備考
食料品	1,200 食	スープ（味噌汁、卵、オニオン）
食料品	900 食	シチュー、クラッカーセット
食器セット	2,000 個	スプーン、紙皿、丼、コップセット

(3) 避難所開設資機材の備蓄状況

品目	目標値	村の備蓄数	過不足	算出根拠
アルミロールマット	504 枚	1,200 枚	充足	避難所避難者数 420 人×1.2（避難所外係数※1）
段ボールベッド	280 個	67 個	充足	避難所避難者数 420 人×3分の2 ○3分の1は県等の応援協定により手配
簡易フレームベッド		300 個		
パーティション	210 個	220 個	充足	避難所避難者数 420 人×0.5 ○1世帯に1～2個と想定
簡易テント	15 個	20 個	充足	村が開設する避難所3ヶ所×5個 ○村体育館、小学校体育館、農村交流館 ○救護所、授乳室、おむつ交換等のためのスペースとして使用
簡易組み立てトイレ	5 基	5 基	充足	避難所避難者数 420 人×1/50×3分の2 ○避難者約 50 人当たり 1 基※2 ○3分の1は県等の応援協定により手配 ○トイレ内訳：障害者対応型 2 基、コンパクト型 2 基
ジェットヒーター	8 台	8 台	充足	村が開設する暖房設備が無い避難所3ヶ所分 内訳：村体育館4、小学校体育館2、農村交流館2
非常用発電機	6 台	8 台	充足	村が開設する避難所3ヶ所×2台 ○村体育館、小学校体育館、農村交流館

※1 避難所以外に避難する者（車中泊や観光客等）の食料需給を想定された係数

※2 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府 R4 改定版）

4 家庭内備蓄

(1) 食料品

村地域防災計画では、一般流通が十分機能していないと考えられる発災直後から最低でも3日間（孤立可能性集落にあっては最低1週間）は、自らの備蓄で補うことを原則としている。

家庭内備蓄におけるポイントとしては、日常生活でも使用可能でローリングストックにより定期的に更新が可能となるもので、次の条件を満たすものが相応しい。

【家庭内備蓄のポイント】

1	長期保存に耐えられるものであり、賞味期限を確認しながら日常生活で利用することで常に備蓄がある状態にできるもの（ローリングストック方式）
2	そのまま食べられるか、お湯（または水）を加える程度の簡単な調理で、手間のかからないもの
3	常温で保存ができ、持ち運びが便利な物
4	必要最低限のエネルギーや栄養を補給できるもの
5	乳幼児、高齢者、アレルギーなど、各家庭の状況に応じたもの

【備蓄品の具体例】

主食 (エネルギー源)	米、長期保存パック食品（白米・五目御飯・粥）、粉類（小麦粉・ホットケーキ・お好み焼き）、乾麺（ラーメン、そば、うどん、スパゲティ）、餅など
主菜 (タンパク質)	缶詰・瓶詰（肉・魚介類）、レトルト食品（カレー・シチュー）など
副菜 (ビタミン・ミネラル)	フリーズドライ食品（野菜・果物・豆類）、乾物類（乾燥わかめ・干し椎茸）、インスタントみそ汁など
飲料	ミネラルウォーター（1人1日3ℓ）、スポーツ飲料、野菜ジュース、スープ缶詰、お茶類（ペット・缶）など
調味料	塩、しょうゆ、砂糖、みそ、コンソメなど
その他	粉ミルク、ベビーフード、アレルギー除去食品など
食器等	割り箸、紙コップ、紙皿、カセットコンロ、鍋、ラップなど

(2) 生活関連用品

発災直後から避難所等での避難生活を送るために必要な生活必需品を備蓄する必要がある。特に、ライフラインが止まった場合の非常持出品は、家族構成などに応じて予め必要なものをリュックサック等に入れておき、すぐに持出ができるように準備をしておく。リュックサック等の重さは、男性用で15Kg、女性用で10Kg以下になるようにまとめ、それ以外の物品は、後日取り出しやすい場所に保管しておく。

【生活関連用品】

非常持出品	携帯ラジオ、ヘルメット、懐中電灯、乾電池、携帯電話充電器、笛、眼鏡、現金、ライター、多機能ナイフなど
衣類・寝具	上着（防寒着）、下着、雨具、靴、スリッパ、皮軍手、毛布、シーツ、寝袋、アルミブランケットなど
生活用品	タオル、洗面用品、口腔ケア用品、衛生用品、生理用品、筆記用具、ティッシュ、トイレトペーパー、ウェットティッシュ、簡易トイレ、ごみ袋、使い捨てカイロ、防水シート、ロープ、ポリタンクなど
医薬品	常備薬、救急医薬品、処方箋薬など

5 広域応援・国による物資支援

(1) 広域応援

大規模な災害が発生した場合、被災自治体の災害対応力が著しく低下することが予想されるため、県内外の自治体との間で災害時に相互に応援を行う、災害時相互応援協定を締結している。

なお、締結の相手先が被災した際には、要請内容に合わせて村の備蓄品を提供する。

【物資等の相互応援に関する協定一覧（令和7年2月現在）】

協定名	内容	協定団体
長野県市町村災害時相互応援協定	食料、飲料水、生活必需品、衣料品、その他供給に必要な資機材の提供	県内市町村
木島平村及び調布市災害援助協定	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水、生活必需品、衣料品、その他供給に必要な資機材の提供 ・復旧に必要な職員の派遣 ・児童の一時受け入れなど 	調布市

(2) 国による物資支援

国による物資支援は、国が被災府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に、被災者の命と生活環境に不可欠な物資(基本8品目等)のほか、避難所環境の整備に必要な物資等を調達し、被災地に緊急輸送される(ブッシュ型支援)。

【支援物資の基本8品目】※内閣府防災情報のページから抜粋

食料	大人用のおむつ
毛布	携帯トイレ・簡易トイレ
乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク	トイレットペーパー
乳児・小児用おむつ	生理用品

6 備蓄品の保管場所

公的備蓄の備蓄物資は、次のとおり分散備蓄に努めることとする。

【備蓄場所一覧】

施設名	備蓄数量
防災倉庫（西庁舎備蓄庫含む）	※資料編を参照
木島平村体育館	
木島平小学校	
木島平村農村交流館	
木島平浄化センター	
【孤立可能性集落 4地区】 糠千区、池の平区、馬曲区、平沢区	

※孤立可能性集落

長野県が実施した「中山間地域等の集落散財地域における孤立可能性フォローアップ調査結果（令和7年2月）」により災害時に孤立する可能性のある集落。対象集落に対して協議し、村の公的備蓄を各集落へ分散備蓄するよう努める。

また、情報通信施設の被害により、情報が遮断される可能性が高いことから、通信機器の整備に努める。

〈資料編〉

災害用備蓄品 一覧

更新日: R7年3月

No.	区分	品名	内容	現在庫数		保管場所と内訳						納入年月	消費期限	備考
						浄化センター	防災倉庫	西庁舎	村体育館	農村交流館	小学校			
1	1 水	生活用水	2Lペットボトル	1,200	本	1,200						—	—	期限切れにより生活用水へ6本入り×200箱
2	1 水	生活用水	500mlペットボトル	4,320	本	4,320						—	—	期限切れにより生活用水へ24本×180梱包
3	1 水	生活用水	2Lペットボトル	900	本	900						—	—	期限切れにより生活用水へ6本入り×150箱
4	1 水	飲料水	2Lペットボトル ※1箱6本入り	1,176	本	525		348		183	120	2017.9	2030.3	
5	1 水	飲料水	500mlペットボトル ※1箱24本入り	240	本	48		192				2019.11	2026.9	台風19号災害被災地支援品※デンダ
6	2 食料品・食器	クリーミーチキンシチュー	1箱(シチュー3缶・クラッカー3缶入) ※1箱当たり60食分	900	食	900						2016.3	2040.12	15箱 シチュー45g/食 クラッカー3.5枚/食
7	2 食料品・食器	食器セット	先割れスプーン(145mm)、紙皿(φ230)、丼(650ml)、カップ(250ml)	2,000	個	1,600				200	200	2012.3	—	
8	2 食料品・食器	フリーズドライご飯	(株)永谷園 白米	300	食			150		50	100	2021.9	2029.3	25食/箱
9	2 食料品・食器	フリーズドライご飯	(株)永谷園 わかめご飯	300	食			200		100		2021.9	2029.6	25食/箱
10	2 食料品・食器	レトルトご飯	(株)横浜岡田屋 五目	300	食			225		25	50	2021.9	2029.5	50食/箱
11	2 食料品・食器	レトルトご飯	(株)横浜岡田屋 和風ちりめん	150	食			100		25	25	2021.9	2029.5	50食/箱
12	2 食料品・食器	レトルトご飯	(株)横浜岡田屋 洋風トマト	150	食			75		50	25	2021.9	2029.5	50食/箱
13	2 食料品・食器	レトルトご飯	(株)横浜岡田屋 海鮮カレー	150	食			75		50	25	2021.9	2029.7	50食/箱
14	2 食料品・食器	即席スープ	おむすびころりん本舗 みそ汁	600	食			200		200	200	2021.9	2026.8	200食/箱
15	2 食料品・食器	即席スープ	おむすびころりん本舗 卵スープ	400	食			400				2021.9	2026.8	200食/箱
16	2 食料品・食器	即席スープ	おむすびころりん本舗 オニオンスープ	400	食			400				2021.9	2026.8	200食/箱
17	3 避難所運営資機材	アルミロールマット	展開サイズ 1000mm×2000mm×8mm	1,200	枚				945	165	90	2012.3	—	
18	3 避難所運営資機材	フリース毛布	展開サイズ 1400mm×2000mm×5mm	400	枚				290	110		2015.11	2025.11	
19	3 避難所運営資機材	フリース毛布	展開サイズ 1400mm×2000mm×5mm	330	枚	330						2016.12	2026.12	
20	3 避難所運営資機材	フリース毛布	展開サイズ 1400mm×2000mm×5mm	239	枚				139	10	90	2020.1	2030.1	
21	3 避難所運営資機材	段ボールベッド	簡太くん※(株)光永 組立時:W1920×D730×H250 収納時:W810×D265×H235	7	個	7						2019.7	—	防災訓練デモ

災害用備蓄品 一覧

更新日: R7年3月

No.	区分	品名	内容	現在庫数		保管場所と内訳						納入年月	消費期限	備考		
						浄化センター	防災倉庫	西庁舎	村体育館	農村交流館	小学校					
22	3	避難所運営資機材	災害時マルチラジオ	スターリング製マルチポータブルランタン(LEDランタン、AMFMラジオ、ダイナモ充電)	37	個					37			2020.3	—	
23	3	避難所運営資機材	段ボールベッド	暖段はこベッド※Jボックス	10	個					10			2020.7	—	防災訓練デモ
24	3	避難所運営資機材	避難所パーティション	※Jボックス	10	個					10			2020.7	—	防災訓練デモ
25	3	避難所運営資機材	大型扇風機	(株)ナカミ BF-100V ファン径100cm 重量38.5kg	12	台	6				2	4		2020.10	—	
26	3	避難所運営資機材	非接触型赤外線温度計	Uaan YNA-800 重量110g	30	個		30						2020.10	—	
27	3	避難所運営資機材	非常用発電機	Honda EU24i ※定格出力2.4kVA	8	台		8						2021.9	—	年1回の試運転。4台はオイル有り。
28	3	避難所運営資機材	簡易トイレ	ベンリー袋R	3300	回分			2,100		600	600	2021.10	2031.1		1セット/5回分 40セット/箱で3,300回分
29	3	避難所運営資機材	フレームベッド	(株)ナチュラム レバー式Gロットスチール 組立後:W600×D1900×H350	300	台					177	63	60	2021.10	—	
30	3	避難所運営資機材	段ボールベッド	(株)イマジョー EZ-CBC 組立時:W900×D1,830×H300mm	50	台		50						2021.10	—	
31	3	避難所運営資機材	避難所用パーティション	(株)イマジョー ワンタッチ式EZ-PT02 組立後:W2100×D2100×H	220	個		152				48	20	2021.11	—	4個入り/箱
32	3	避難所運営資機材	避難所用簡易テント	(株)イマジョー ワンタッチ式EZ-PT03 組立後:W2100×D2100×H	20	個		16				4		2021.11	—	4個入り/箱
33	3	避難所運営資機材	簡易組立トイレ	ドントコイ(身障者対応型) 組立後:W1300×D1550×1920mm	2	基		2						2022.3	—	
34	3	避難所運営資機材	ジェットヒーター	オリオン製HRR480B	8	台		2				4	2	2022.2	—	
36	4	災害用資機材	排水ポンプ	寺田ポンプE-7N5	2	台	公用車車庫							2020.11	—	
37	4	災害用資機材	排水ポンプ	E-7N2	2	台	公用車車庫							1997.	—	
38	4	災害用資機材	排水ポンプ	E-7N2	1	台	公用車車庫							2005.	—	
39	4	災害用資機材	排水ポンプ	E-7N3	1	台	公用車車庫							2005.	—	
40	4	災害用資機材	給水コンテナ		3	台		3						2022.2	—	
41	4	災害用資機材	簡易組立トイレ	ドントコイ・コンパクト 組立後:W1,080×D1,080×H2000	2	基		2						2023.3	—	
42	5	衛生用品	子供用紙おむつ	GOONまっさらさら通気	1,680	枚			1,232		224	224	2023.3	2033.3		224枚/箱 30箱
43	5	衛生用品	大人用オムツ	サルバ男女兼用	700	枚			460		120	120	2023.3	2033.3		40枚/箱 10箱

災害用備蓄品 一覧

更新日: R7年3月

No.	区分	品名	内容	現在庫数		保管場所と内訳						納入年月	消費期限	備考
						浄化センター	防災倉庫	西庁舎	村体育館	農村交流館	小学校			
44	5 衛生用品	女性用ナプキン	エリス素肌の気持ち超スリム	7,514	枚			5,066		1,224	1,224	2023.3	2033.3	408枚/箱 17箱
45	3 避難所運営資機材	簡易組立トイレ	ドントコイ(身障者対応型) 組立後:W1300×D1550×1920 mm	1	基		1					2024.3	—	※長野県備蓄分

県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性

令和6年10月11日付け6危第168号

(目的)

第1 長野県内の備蓄体制の充実・強化のため、長野県（以下「県」という。）及び市町村において、災害時に必要となる標準的な物資の品目及び数量（以下「標準品目等」という。）の基本的な方向性を示します。ただし、本方向性は、共通の考え方・目安であり、実際の備蓄は、市町村の事情に応じて進めてください。

(想定する被害及び避難者数)

第2 県及び各市町村で想定される最大の避難所避難者数に対応することを基本にしつつ、県全体（県及び市町村）では、糸魚川-静岡構造線断層帯地震（全体）の避難所避難者数を想定します。

(対応期間)

第3 県内の備蓄で対応する期間については、国からの支援が届くまでの災害発生から3日間を想定して対応します。

(標準品目等の必要量)

第4 第3の期間中における標準品目等の必要量は別記1により算出してください。

(役割分担)

第5 県及び市町村は、標準的な物資その他災害時に必要となる物資について、県民に対して最低3日間、可能な限り1週間備蓄するよう呼びかけるよう努めてください。ただし、孤立予想地域にあっては、最低1週間備蓄するよう呼びかけるよう努めてください。

2 県及び市町村は、備蓄が持ち出せない避難者がいることを想定し、標準品目等の必要量のうち、県3分の1、市町村3分の1を目安に、現物備蓄、流通備蓄又は企業・他の自治体等からの提供により確保するよう努めてください。

3 県は、市町村を補完し、広域で備蓄を行う観点から、別記2に記載する事項に重点を置いて標準品目等の備蓄を行っていきます。

(県全体の備蓄量)

第6 災害時の相互応援を前提に県全体（県及び市町村）で確保をめざす数量は、糸魚川-静岡構造線断層帯地震（全体）の避難所避難者数を想定し、第4の規定により算出した必要量の3分の2（第5の2の規定による。）の数量を目安とします。

(災害時の相互応援等)

第7 被災市町村を応援する市町村は、原則として、長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、応援を行うこととします。

- 2 県において災害対策本部が設置された大規模災害の場合など、前項により対応が難しい場合は、県により調整します。

(備蓄場所の確保)

第8 備蓄物資は、搬出が容易な場所に配置するものとし、物資の内容と数量を予め明示するなど、搬出、輸送を円滑に行えるよう努めてください。

(備蓄の管理等)

第9 標準品目等で消費期限等のあるものは、期限の到来を考慮して更新するようにしてください。

- 2 県及び市町村は、別に指定する期間までに、毎年4月1日時点における標準品目等その他の品目の備蓄状況を国の「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録するとともに、最新の状況に更新するよう努めてください。

- 3 同システムにおいて登録された別記1の物資その他必要と認める物資については、その備蓄量や主たる保管場所等を別に定める方法にて毎年度公表します。

(集中取組期間)

第10 「長野県地震防災対策強化アクションプラン」を踏まえ、令和6年度から令和9年度までを集中的に備蓄の県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた集中取組期間とします。ただし、備蓄品の入れ替え時期等の個別事情に応じて取り組んでください。

(その他)

第11 この方向性に定めのない事項は、必要に応じて県及び市町村が協議等を行いながら、定めていきます。また、国等の対応その他の状況の変化を踏まえ、必要な見直しを行っていきます。

別記1（第4関係）

標準的な物資	必要量の算出（※1）
食料	避難所避難者数×1.2（避難所外係数）*×3食×3日間 * 避難所避難者以外の食料需要を想定したもの（車中泊避難者や観光客等を想定、阪神淡路大震災の事例により算出された係数）
飲料水	避難所避難者数×1.2（避難所外係数）* ¹ ×1人1日必要量3リットル* ² ×3日間 *1 避難所避難者用に食料に準拠して算出 *2 ペットボトルで保存する場合は500mlが望ましい
乳児用粉ミルク・液体ミルク	避難所避難者数×0歳人口比率（※2）×1日必要量*×3日間 * 粉ミルクの場合は140g、液体ミルクの場合は1ℓとする
子ども用おむつ	避難所避難者数×0～2歳人口比率（※2）×1日必要量8枚×3日間
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合(0.005)*×1日必要量8枚×3日間 * 避難者における要介護の高齢者を想定したもの
携帯・簡易トイレ	避難所避難者数×断水率×1人1日5回*×3日間 * 1人の1日のトイレ回数を5回と想定したもの
トイレットペーパー	避難所避難者数×1人1日0.18巻*×3日間 * 経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計により試算
生理用品	避難所避難者数×12～51歳女性人口比率（※2） ×1人7日間必要量30枚×1/7* ¹ ×1/4* ² ×3日間 *1 生理期間における1日当たりの必要量を求めたもの *2 生理期間を4週に1回と想定したもの
毛布	避難所避難者数×1人当たり2枚

※1 内閣府・中央防災会議幹事会「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」（令和5年5月）を参考に設定

※2 人口比率は国勢調査をもとに算出

別記 2

標準的な物資	県による重点取組
食料	県が調達する食料は、食物アレルギーや宗教上の理由など、食の多様性や環境・ゼロカーボンに配慮して備蓄・調達するよう努める。
乳児用粉ミルク・液体ミルク	半数程度を液体ミルクによる確保を行うとともに、第6により算出される備蓄量の2分の1程度の数量を備蓄・調達するよう努める。
子ども用おむつ	第6により算出される備蓄量の2分の1程度を備蓄・調達するよう努める。